

○山中國務大臣 ただいまの御質問で、私の方から御説明をしなければならない点を簡明直截に指摘されましたことに敬意を表します。

それはまず、これは法律をつくらなくてもできるものではなかつたのかという点であります。法

律になつたことは結構なことだし、四面真づ暗な

中でこれだけは一つ明るいニュースだというよう

な、そういうこともおつしやいましたけれども、

法律にするかしないかという問題は、私はやはり

一番考えたわけなんです。

これは、たとえば農林省の構造改善事業なんと

いう大変な金額を使つているのは、事務次官通達

でやつてゐるわけですね。そこで、法になじむの

かなじまないのかということをまず最初に考えま

して、しかし国會議員の皆さんや与党の空気が、

地方の、ことに知事さん、県議会あるいは商工会

議所、それから当該予定をしておられる地元の関

係町長さん、議員さん、商工会の人たち、そうい

うたちは、これはぜひ法律としてきちっと整備

してもらつた形で、そして明るいニュースだとい

う形よりもっと具体的に、明るい日本列島の各

地域の未来が展望できる姿にしてほしいという声

が強いことを知りました。

そこで、私としては、法律にする以上は、いま

おつしやつたような硬直化を避け、法律で明確に

するところはし、そしてまた地方がこれから自主

的な計画等を立てられる場合にも、その指針とし

てなければならぬものは、政令を含めてきちんと

書いておいて、これを参考にしてやつてください

といふことで、それに耐え得るものにしたい、

そのような条件をそろえた日本の各地域が、それぞ

れの特性を持つ、全国一般的でなく、ユニーク

な地域都市づくりというようなものに発展しても

らいたいというのが提案した私の願望でございま

す。

与野党の議員の皆様方におわびを申し上げてお

きますが、国会に法案提出がおくれましたのは、

法律にすべきかどうかの判断を最終的に決めて、

それから関係各省庁と連絡に入つたことが最大の

理由でございますが、結果はこのようにめでたくまとまりましたので、おくれたことのお許しを願いたいと思うのです。

○田原委員 先ほども私、申しましたように、産業政策と地域開発政策の両方を踏まえておると思うのです。テクノポリス、テクノとポリス、略語みたいになつておりますけれども、この法律の題名とか目的を見ると、多少持つて回つたような言

い方をしておりまして、この辺が少し何となくあ

れですが、これは率直にテクノポリス構想、テクノポリス法案と考えていいわけでござりますか。

○山中國務大臣 テクノポリスというのがひとり歩きしちゃいまして、それそれ違うのでしょうか

れども、イメージまでできていった。テクノポリ

スというのは、ある意味では日本語じゃありません。そういう意味で舌をかむような高度技術工業集積地域開発促進法案ですから、その意味

では、いかにもテクノのポリスが、ひょととすればメガロポリスみたいに背後にくつついてくるん

じゃないかというような、そういうイメージは、この法案の名前に変わつたことによつて、そうじやなくて、技術の高度の集積のある地域につい

て、その地域にふさわしい産住がそろつた地帯

をつくるんだな、こういうふうになつたんじやないかと思つております。いまおつしやつたとお

り、余り大上段にポリスというようなことを、ひ

とり歩きした言葉が入つちやつたものだから、振

りかざしておりませんので、今回はこの法律でま

た新しく、夢みたいな話ぢやないんだということ

を理解してもらえたと思います。

○田原委員 よくわかりました。

大臣もおつしやいましたように、これを法案に

するかどうかというお考えを決めるに当たつて

は、各省庁がなんだんふえてきたといふことがあ

ると思うのです。こういうふうに省庁がふえてく

ると一般的にはまともらないものがまとまつたと

いうのは、先ほど申し上げたとおりでござります

けれども、これを運用するに当たつて私が硬直化

局にお伺いしたいのですが、後ほどで結構ですか

ら、仕事がスムーズにくくに当たつて仕事の流れ

と組織があると思うのです。仕事が流れいくフ

ロー・チャートと関係省庁の名前を全部、一覧表に

に、実際は船頭が多過ぎてうまくいかないことが多いです。あるんじやないかということで、協調態勢について御質問したいのです。

○山中國務大臣 お聞きするしまして、四省庁が一体となつてやる、それからそのほかの関係省庁がござりますが、まずこれの協調態勢について大臣のお考えを

率直にお聞きしたいと思います。

○山中國務大臣 主務大臣というのが何人もいる

というのは、やはり好ましいことじやないのです。本当は内閣総理大臣ということで表に立てて

おいて、それにどこかの官庁が、たとえば総理府なら総理府が中核になつてやるという法律の形態だとやりやすいのでしようけれども、私どもは一

般行政庁でござりますから、たとえば国土庁が共

管に入つてきた場合には、国土庁というのは実は総理府の中の庁でござりますから、総理府の長は内閣総理大臣なわけですね。そうすると、いままで

の法制調べてみると、前例ではそういうときには内閣総理大臣となる、そして国土庁と読みかえ

る規定をどこかにつくるか政令に落とすか、とい

うようなむずかしい立法上の問題があること等が時間のかかった理由であります

が、一番時間のかかったのは、私自身が最終的に法律案作成の作業を開始してよろしいということを言うのに非常

に長くかかるたといふことで、あととの調整は、こ

れは同じ政府でござりますからそんなにぎすぎす

した話ではございませんで、お互に、自分たちの役所もそういう構想に貢献ができます、御加勢

できます、じゃ一緒にやろうや、ということであ

つてもらつたわけとして、いちやもんをつけて、共

管にせぬと承知せぬなんと言うところはあります

。そういうところはまた入つてもおりません。

大丈夫です。

○田原委員 大臣は太鼓判を押されましたが

それで、なお各省にお伺いしたいのです。順番

はどこからでもいいのですが、それぞれの省に、

この法律にこういう条項があるのでおののところは入つたのだといふところを説明していただ

たいと思います。

○山中國務大臣 あなたは経歴が経験だから、そ

ういう独特な角度から各省庁全部に答弁させよう

といふのでしようが、そうじやなくて、このテク

ノの構想に、ボリスという表現もあれですが、地

域城下町と同じ意味で俗名ですから、そういうものにわが省はこういうことで協力ができますという

ことを答弁してもらうならない。それならいいで

す。

○田原委員 大臣から大変ありがたいサゼスチョンをいただきましたので、そのように……。

○森実政府委員 お答え申し上げます。

農林水産省も主務大臣として参加させていただ

いているわけでございますが、私どもは、これは農政上重要な役割りを持っているという評価をして

いるわけでございます。

一つは、農村地域における安定兼業、雇用機会の確保につながる、一つは、農林水産業、特に農業の高度技術の展開にも資するという視点、さら

に関連産業、特にバイオテクノロジーに着目した

一つは、農村地域における安定兼業、雇用機会の確保につながる、一つは、農林水産業、特に農業の高度技術の展開にも資するという視点、さら

したものをお受けないでどうか。

それで、なお各省にお伺いしたいのです。

この法律にこういう条項があるのでおののところ

はどこからでもいいのですが、それぞれの省に、

この法律にこういう条項があるのでおののところ

は入つたのだといふところを説明していただき

たいと思います。

○山中國務大臣 あなたは経歴が経験だから、そ

ういう独特な角度から各省庁全部に答弁させよう

といふのでしようが、そうじやなくて、このテク

ノの構想に、ボリスという表現もあれですが、地

域城下町と同じ意味で俗名ですから、そういうものにわが省はこういうことで協力ができますという

ことを答弁してもらうならない。それならいいで

す。

○田原委員 大臣から大変ありがたいサゼスチョンをいただきましたので、そのように……。

○森実政府委員 お答え申し上げます。

農林水産省も主務大臣として参加させていただ

いているわけでございますが、私どもは、これは農政上重要な役割りを持っているという評価をして

いるわけでございます。

一つは、農村地域における安定兼業、雇用機会の確保につながる、一つは、農林水産業、特に農業の高度技術の展開にも資するという視点、さら

に関連産業、特にバイオテクノロジーに着目した

一つは、農村地域における安定兼業、雇用機会の確保につながる、一つは、農林水産業、特に農業の高度技術の展開にも資するという視点、さら

思つておるわけでございます。

それで、なお各省にお伺いしたいのです。

この法律にこういう条項があるのでおののところ

は入つたのだといふところを説明していただき

たいと思います。

○山中國務大臣 あなたは経歴が経験だから、そ

ういう独特な角度から各省庁全部に答弁させよう

といふのでしようが、そうじやなくて、このテク

ノの構想に、ボリスという表現もあれですが、地

域城下町と同じ意味で俗名ですから、そういうものにわが省はこういうことで協力ができますという

ことを答弁してもらうならない。それならいいで

す。

○田原委員 大臣から大変ありがたいサゼスチョンをいただきましたので、そのように……。

○森実政府委員 お答え申し上げます。

農林水産省も主務大臣として参加させていただ

いているわけでございますが、私どもは、これは農政上重要な役割りを持っているという評価をして

いるわけでございます。

一つは、農村地域における安定兼業、雇用機会の確保につながる、一つは、農林水産業、特に農業の高度技術の展開にも資するという視点、さら

に関連産業、特にバイオテクノロジーに着目した

の三条によりまして、「国土に関する行政を総合的に推進する」ということを主たる任務といたしております。さらに四条の一項で、国土の適正な利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の企画、立案、推進、それから四号におきまして、地方における都市及び農山漁村の整備に関する総合的かつ基本的な政策の企画、立案、推進等の事務を所掌いたしております。いま申し上げました任務と所掌事務からいたしまして、本法案に積極的に御協力させていただきたい、こういうふうに考えているわけでございます。

具体的に申し上げますと、国土庁といたしまして、地方都市、農村等の整備に関します知識経験等を活用いたしまして、関係の地方公共団体等を積極的に指導助言してまいるとともに、テクノボリス地域と、從来ございまる新産・工特地区や、首都圏、近畿圏等の三圏の都市開発区域等との重複がございます場合には、これらの地域の開発に当たりまして、両制度の効果的な活用を図りまして計画の調整を行うということを考えております。

さらに、定住構想推進調査費、国土総合開発事業調整費等につきましても、関係省庁と協議いたしまして、必要に応じてできるだけこれを活用していきたい、かように考えている次第でございます。

○和氣説明員 建設省といたしましては、このテクノボリス構想につきましては、高度技術に立脚した工業開発を促進することによって、地方経済の自立化を目指す地域振興策の一つとして評価しております。関係省庁と協力いたしまして、積極的にこれを推進してまいりたいと考えております。

地域振興に資するためには、同構想の推進に当

たりましては町づくりが非常に重要な課題でございまして、このため、建設省としては、道路、住宅を初めとする所轄の公共施設等の総合的な、かつ計画的な活用整備を図つてまいりたいと考えております。

の三条によりまして、「国土に関する行政を総合的に推進する」ということを主たる任務といたしております。さらに四条の一項で、国土の適正な利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の企画、立案、推進、それから四号におきまして、地方における都市及び農山漁村の整備に関する総合的かつ基本的な政策の企画、立案、推進等の事務を所掌いたしております。いま申し上げました

任務と所掌事務からいたしまして、本法案に積

極的に御協力させていただきたい、こういうふうに

に、また積極的に進むことを願つておる次第でござります。

○田原委員 大体わかりましたが、一つお願いし

ておきたいことがあるのです。

やはり各省の中でも、それぞれの局にまたがる

場合があると思いますので、省内でこれに対する

対応策を具体的に立てていただきて、たとえば建

設省で道路局とか河川局が、おれは知らぬぞとい

うようなことがないようにしていただかなければ

ならぬし、国土庁の中でも同じことが言えると思

います。それと、地方から見ると、主務大臣それ

ぞの窓口が余りだだつ広くてもいかぬし、でき

るだけしぼつていただきたいということをひとつ

お願ひしておきたいと思います。

それと、通産省にお伺いしたいのですが、協調

体制についてもうちょっとどこわざて申します

と、実際に中央において各省庁との連絡協議会を

当然これはおつきりになると思うのですが、出先

省の出先的な県の機関があるわけでござりますか

か、ひとつお伺いするわけです。

○福原政府委員 開発指針の作成、開発計画の承

認等に当たりましては、これを円滑に実施するた

めに、本省間におきましても、連絡調整を図るた

めの会議を開催するというふうに考えており

ますが、お話をございました各プロック、県レベ

ルにおきましても、関係いたします省庁の支分部

局あるいは出先機関等の参加による、本法推進の

ための連絡の場を設けるということを検討いたし

たないと考えております。

○山中國務大臣 いまの答弁で足りないのは国土

府でございますが、出先がございませんので、し

開発指針の策定あるいはまだ開発計画の作成に

おきまして、またその実施におきまして、私ども

の所轄行政を大いに推進してまいりたい。そのこ

とによりまして、このテクノボリス構想が円滑

に、また積極的に進むことを願つておる次第でござります。

○田原委員 大体わかりましたが、一つお願いし

ておきたいことがあるのです。

やはり各省の中でも、それぞれの局にまたがる

場合があると思いますので、省内でこれに対する

対応策を具体的に立てていただきて、たとえば建

設省で道路局とか河川局が、おれは知らぬぞとい

うようなことがないようにしていただかなければ

ならぬし、国土庁の中でも同じことが言えると思

います。それと、地方から見ると、主務大臣それ

ぞの窓口が余りだだつ広くてもいかぬし、でき

るだけしぼつていただきたいということをひとつ

お願ひしておきたいと思います。

それと、通産省にお伺いしたいのですが、協調

体制についてもうちょっとどこわざて申します

と、実際に中央において各省庁との連絡協議会を

当然これはおつきりになると思うのですが、出先

省の出先的な県の機関があるわけでござりますか

か、ひとつお伺いするわけです。

○福原政府委員 開発指針の作成、開発計画の承

認等に当たりましては、これを円滑に実施するた

めに、本省間におきましても、連絡調整を図るた

めの会議を開催するというふうに考えており

ますが、お話をございました各プロック、県レベ

ルにおきましても、関係いたします省庁の支分部

局あるいは出先機関等の参加による、本法推進の

ための連絡の場を設けるということを検討いたし

たないと考えております。

○山中國務大臣 いまの答弁で足りないのは国土

府でございますが、出先がございませんので、し

たといいましょうか、そういうもので計算をした上

で出でいった方がいいという形のものがずいぶん

たくさん見られるような結果になつた、あるいは

なりつつある。

この状態は、基本的に言うと、今までの日本

の産業構造は臨海型という形でございましたし、

そのところが、先般御可決願いました基礎素材

産業等の不況ということにもつながつて、そつち

の方にも目を配らなければなりませんが、ふと気

がついたら、産業の方が先にそういう形態で地域

地域に出ていていた。したがつて、それに目を

つけ、このままの状態で企業だけであると、そ

の出でいった工場がそこで何かをつくる、それを

直ちに飛行場に持つていく、飛行場から成田に持つ

つていて本社に、また飛行場から羽田に持つて

いつて本社か、あるいは飛行場から成田に行つて

すぐ外國かと、地域と関係のない状態で、

わずかな雇用に貢献したぐらいで存在しておる。

まあ固定資産税も納めているでしようけれども

ね。そういう状態を、これから日本の新しい発展、

すなわち臨海型、太平洋ベルト地帯的な形になつ

てしまつた発展が行き詰まつておる、そのこ

とで新しい活力を地方に芽生えさせることができ

ないのだろうかということで、これからは相談事

にはなるわけですが、その企業が、自分は技術

をその地域に対して波及させ拡散させることに

ついで反対ですという企業を開放しろと言ふわけ

にもこれはいかぬのですけれども、そういう企

業が合意してくれた場合に、そうすると、その地

域にあるもともとの特殊な産業とか地域特性のあ

るものとか、またその地域の持つ立地的な特性と

か、そういうものが巧みに配合され、恐らく指定

されていきますそれぞの指定地域は、全部違つ

た特殊なもの結論としては導き出していくのだ

ろうと思うのです。

そういう意味で、これはすでに企業の配置が国

家意思と関係なく決まつた状態に着目をして、そ

れを地方の地域経済全体、地方のその地域の住民

の生活あるいはまた产学研を含めた立体的な发展

の構想といふものに結びつけることができる、新しい日本の未来に大きなエポックを画するのでないか。そういう着想でございますから、したがつて、すでにそういうものが存在することに着目したことですので、そういうような表現で、第三条にはそういう状態であることが書いてございます。

しかし、今までそうなってきたのですから、これから先そういうことが結果としてしていくだけころがあれば、新しく手を挙げてきていただければまた審査の対象にする、私はそういう気持ちでございますし、いまおつしやいました大学といふものあるいは母都市といいましょうか、そういうものがそろつてない、先端産業が立地しているというだけでその地域拡散をやつても、その地域全体の産学住のそろつた発展ということにはなかなかつながつていかないで、そこらのところを一つの条件として提示してあるということでございます。

○田原委員 大体よくわかつたのですが、現状を尊重し過ぎて将来の発展ということを余りうつたてないよう、むしろ国家意思が介入して、もうちょっとつけ飛ばしてやつたら転ぶだろうというようなボテンシャルがある程度あって、まだ不十分ではあるけれども国の意思でボテンシャルを高めようとか、母都市の基準がいづれできるでしょう、その基準に少し足りないけれども、この機能とこの機能をつけ加えてやつたら母都市たり得る、そしていろいろな条件がそろうといふ場合に、それを積極的につくり上げようとする意思是この法律では働いていないのかどうか。いまこういう財政状況の折でありますから、現在はそういうことはむずかしいかも知れないのですけれども、またかつてのよくなない時代、成長時代が来る、あんな時代が来るとも思えませんけれども、財政がもう少しそくなつた場合に法律自身がそういう歩き方をしていいのかどうか、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○山中國務大臣 すでに高度の工業が存在してい

る地域は、わかりにくいのですが、第一条に適用される地域の対象外とするということが書いてございます。しかしながら全部大変成績がいいと書いてありますので恐らく指定されるのかもしれません、指定はやはり段階的にやられるのだろうと思うし、また理論的には脱落するものもあり得るだろうし、それからまた理論的には、さつき大臣もおつしやいましたけれども、途中で合格点に達した場合には入るとか、弾力的な意味で解釈してよろしくございますか。

○山中國務大臣 さつき大臣も立地せよとは言えないわけです。たとえば飛行場が立地せよとは言えないわけですが、これから未来へ向かって地方の地域が躍動していくことによって日本列島全体が活気づくのではない。かといって、国が積極的にこれから企業に立地せよとは言えないわけですが、たとえば飛行場があつたらその条件がぴたりだがなというところに、国がこの法律をもとにして飛行場をつくるとか新しく工科系大学をつくるとか、そういうところまではめんどうを見ませんよということであつて、その条件に合つたところでまず始めてください。これは二十一世紀を展望する計画と私ども、自負してやつておるものですから、これから先未 来に向かってどういう姿が描き出せるのか、これは一つの試験でもあると思うのですね。それがやはり、これは国がもつと直接にそういう地域をつくり上げていくということにまでいかなければいけぬなということが出てくれば、いまおつしやはつたようなことも、将来のビジョンとして捨てるべきものではなからうと思つていますが、いまのところは、いまおつしやつたように国家財政の問題もありますが、しかし、理想を描く場合に財政を前提に理想は描けませんので、一応の理想像を描いて、財政もなるべく行政とともに協力をしてもだけです、私たちの技術を地方で利用したいとか地方の地域産業に協力をしてくれとかといふことは、市町村も一体となつて、そして、ことに進出企業のそれに対する協力ぶり、対応ぶりというようないい地域であつて、その中で自分たちが自発的に、自主的に、知事さんの熱意を含めて、関係業がなかつたというような場合に、育てるよりも、よそから連れてきて、既存の企業がむしろ逆に圧迫を受けるというようなことがないような措置を十分講じていただきたい。これは希望でございますが、お願いします。

○山中國務大臣 これは、実態を見ればよくわかるのじゃないですか。大体こういう企業の誘致にもし動いたということがあれば、都道府県あるいは空港周辺の市町村長、そういう方たちが誘致というか相談というか、そういうことがあつたらいながら、そして未来を開こう。そして、開かれた未来をつくっていく途中で、いまおつしやはつたように国がもつとこれに對して強力な助成あるというような場合にどうするかについては、もう少し先になつて見て、最初から甘やかしていくのはどうだろうかという気がしますから、そういうふつりで、十分念頭に置いています。

○田原委員 次に、第四条関係でちょっとお伺いしたいのですが、「地域の設定に関する事項」というのが二項一号にありますけれども、これはいわゆる承認することなんですかね。

それで、これに関係しまして、現在十九地域を調査しておりますけれども、あるレポートを見ますと、これらは全部大変成績がいいと書いてありますので恐らく指定されるのかもしれません、指定はやはり段階的にやられるのだろうと思うし、また理論的には脱落するものもあり得るだろうし、それからまた理論的には、さつき大臣もおつしやいましたけれども、途中で合格点に達した場合には入るとか、弾力的な意味で解釈してよろしくございますが、お願いします。

それからちよつと戻りますが、これが具体的に動き出しますと、大企業がリーダーシップをとつて地方に出てきて、地方の産業を育成しながら、自分の系列下におさめながら、そして下請にしたひつかつてくるのですけれども、余り有能な企業がなかつたというような場合に、育てるよりかと思うのです。その場合に、さつきちょっとお伺いした「企業が相當数存在する」ということにひつかつてくるのですけれども、余り有能な企業がなかつたといふのが実態になるのじゃないかと思うのです。

○山中國務大臣 その場合に、さつきちょっとお伺いした「企業が相当数存在する」ということにひつかつてくるのですけれども、余り有能な企業がなかつたといふのが実態になるのじゃないかと思うのです。

○山中國務大臣 その場合に、さつきちょっとお伺いした「企業が相当数存在する」ということにひつかつてくるのですけれども、余り有能な企業がなかつたといふのが実態になるのじゃないかと思うのです。

○山中國務大臣 それは、実態を見ればよくわかるのじゃないですか。大体こういう企業の誘致にもし動いたということがあれば、都道府県あるいは空港周辺の市町村長、そういう方たちが誘致というか相談というか、そういうことがあつたらいながら、そして未来を開こう。そして、開かれた未来をつくっていく途中で、いまおつしやはつたように国がもつとこれに對して強力な助成あるというような場合にどうするかについては、もう少し先になつて見て、最初から甘やかしていくのはどうだろうかという気がしますから、そういうふつりで、十分念頭に置いています。

○田原委員 それから、五条二項四号で「次に掲げる施設の整備に関する事項」ということで四項目、工業用地、工業用水道、住宅及び住宅用地、道路とありますけれども、たとえば都市機能として最も重要なものの一つに下水などがあります。あるいは上水道、これは厚生省に關係するのかもしれないが、この二項一号にありますけれども、たとえば建設省は、部内のそういうテクノロジスに対応する組織の中では、そういう部門も入れて、そして十分な協力体制をしく意思があるのか

どうか。これは各省庁同じことでござりますけれども、どこか代表してひとつ……。

○和氣説明員 建設省でございます。

この施設につきましては、道路並びに住宅、住宅用地関係につきましての整備が書かれてござりますが、このほかにつきましてもいろいろありますかと思います。

したがいまして、私どもいたしましては、これは一つの一般的な最小限度の整備の中身といたしまして、実際には都道府県が開発計画を申請する段階におきまして、これ以外の施設が必要となる段検討し、指導してまいりたいと考えております。

また、建設省内部の組織といたしまして、現在関係各局、道路局、河川局、都市局、住宅局等を含めた、担当の課長を含めました委員会をつくつておきまして、私は技術調査官でございますが、私がその委員長を務めさせていただいております。そういう意味で、関係施設につきましての連絡体制をつくつて整備検討を進める体制に今後とも対応していくたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○田原委員 いま調査官の説明によりますと、これ以外のものは開発計画の段階で審査するとおしゃつておりましたが、それが少ないからこれはだめだというのじやなくて、少ないから上げてやるという方向でないといかぬと思うのですが、その点はどうなんですか。

○和氣説明員 これは、実際に都道府県が開発計画をこの指針に基づいてつくることになろうと思いますが、地域の実情に応じましてそれ以外の施設が出てくる可能性はあるうかと思います。これにつきましては、私どもいたしましても、その必要性について十分検討いたしました上へ推進していく立場をとりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○田原委員 それから、次に用地の問題でござりますけれども、こういうのが進んでいくと大変大

きな用地が要るようになると思うのです。そこで、農林水産省が御参画いただいて、そして農用地の転用とかそういうものを積極的にやるという趣旨だらうと思いますけれども、第五条第二項第五号の規定を見ると、いかにも用地は農用地の整備だけで生み出せるような印象をこの法律が与えられるのですけれども、これはひがんで読んでいるのかもしれません、それ以外の用地についてははどういうふうにお考えになつていてますか。

○森実政府委員 お答え申し上げます。決してそういう趣旨ではないということをまず申し上げたいと思います。

用地の買収については、基本的には各種の地目が想定されるわけですが、現在想定されております地区を頭に置きますと、やはり農林地が非常に大きなウエートを持ってくるということは事実だらうと思います。そういう意味で記載されているわけでございますが、抽象的に申し上げれば、用地は買収方式によつて行われるわけで、それに関連して、いわば周辺農用地の整備を行うという思想でうたつておるわけでございます。

と申しますのは、私が申すまでもなく、わが国の土地所有というのは非常に零細、分散、多數化している本質を持つてゐるわけでございまして、まとまつた団地を確保するためには、やはり農地等を中心とした一つの交換分合とかあるいは圃地の土地所有のうちは非常に零細、分散、多數化している本質を持つてゐるわけでございまして、「国への援助等」、「国及び地方公共団体」というところで書いてあるだけでございますが、要綱の第六の方で損金算入という租税特別措置法による特別な手当で、この地域に高度技術を開拓するための民法法人を設立するということになる場合に基金に投資する、金を出す場合に、それを税法上の損金として認めるということでござりますから、あくまでも意欲がある場合にはそれを受けとめるという形でいましておりまして、國の方から、上からこうしなさいとか、こういうことをしてやるからこっちの方に向きなさいとかいうことを知らないでやつていいこうという考え方があるのです、その意味では、法全体の中で國の方があげんどうを直接見るという条項がきわめて少ないと、そういう御意見はあろうと思いますが、まずくらい考えておりますか。

○森実政府委員 具体的な地域の計画を私ども、

まだ計量的に伺つているわけではありませんので、計量的な把握はしておりませんが、ただ想定される場所が、従来、農振法の農用地区域に属する地域が圧倒的な比重を持っているという、そういう意味で申し上げています。

○田原委員 次に、國の支援、援助ということに關してですけれども、わりと具体的に書いてありますのは、税金の問題については非常に具体的に書いてあるのですけれども、その他のことは何か、もう一度だけこの支援ということについて、精神訓話的な感じが非常にするのです。これはそれでもいいのかもしませんけれども、ちょっと迫力がないのです。先ほど大臣から御答弁いたしました、前に関連した問題と同じかもしれません

が、もう一度だけこの支援ということについて、将来ある程度煮詰めて各省でその具体的な形まで、言うならば、この開発計画を立てる段階で相手の支援体制をしきながらやるつもりがあるのか、現状を静的にとらえてやろうとしておるのか、むしろ動的にとらえる意思があるのかどうか、というようなことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○山中國務大臣 國の方はこれで予算でどうしろとか、いろいろ具体的には書いてございません。「國の援助等」、「国及び地方公共団体」というところで書いてあるだけでございますが、要綱の第六の方で損金算入という租税特別措置法による特別な手当で、この地域に高度技術を開拓するための民法法人を設立するということになる場合に基金に投資する、金を出す場合に、それを税法において、やはり農用地の整備ということが用地の確保に関連して大きく問題になつてくるという実態的な観念を表現したものだからでござります。

○田原委員 いまの御説明によりますと、農用地が非常にウエートが高いというふうにおつしやいましたけれども、この前調べたらそんなに高くなつたけれども、このウエートはどのくらい考えておりますか。

が、頼まれもしないし、あるいは國の援助も推進も誘導もなしに出ていつたものを中核としてつくり、こうというわけですから、余り國の方から大きな顔をして立地企業については物を言う立場がないわけですよ。

しかし、将来はやはりこういうような関係省庁の援助、それに地方自治体というものがつくつてくれる計画に対し、もつと権威づけるために國が力をかしてやらなければならぬというものはあります。そのためには、表現は「助言その他援助」と「必要な施設の整備」、こういうよ

うなことにとどまつておりますが、この言葉でいすれば、大蔵省としても、合意済みでありますので、このことでいますぐに、来年から予算をうんとぶやすんだとかなんとかいうことになるともちろんひつかかるでしようけれども、そうじやなくて、必要であつた場合には大蔵省を含める國家財政というものも出ますよということは、ここでの「必要な施設の整備及び助言その他の援助」ということの中にちょっと含まれておるとお考へいたいと思います。

○田原委員 そうしますと、五十八年度予算は別としまして、五十九年度以降の予算要求のときには、各省庁はこの法律に関する積極的前向きであるというような御答弁をいまいたいたのです。が、予算要求に関して何か特典を設けるとか、別枠を設けるとか、特に配慮するとか、そういう予算要求技術上のことについて御配慮をいただいているということですね。

○山中國務大臣 率直に言つて、ことしの五十八年度予算では、通産省予算としてはもうごくわずかですけれども、テクノポリスのための予算といふようなもので一応はついております。本来予算是、法律ができて、その法律に対して骨格をつくり、内をつけていくために予算がつくわけですから、これから来年度の予算に向けては、先ほど各

六

いうようなことで、来年度予算には、この法案が成立した姿を受けて、その法律に対し予算が幾らついたかという形のものに五十九年度予算からしていきたいと考えております。

○田原委員 それから、いろいろ地域振興の立法があるのですけれども、この法律との関係と申しますか、調整といいますか、そういうものはどういうふうにお考えになつておりますか。

それに重複するもの、あるいは性格が違うものが
あるわけですけれども、すでに先発していつていい
る政策などについては、関係省庁がそろつております
ので、先ほども答弁をいたしたようであります
が、そういう既存の、地域工業誘致促進法でし
たかね、そういう農村工業導入法とかいろいろあ
りますので、そういうものはそういうものでまだ
息もしているわけでありますから、それと重なっ
た場合においては、こちらの方にそれが一緒に作
用するように調整を進めていけばよろしいのでは
ないかと思つております。

しても、今後予想されるものを抽象的に考えてみ
まして、いわゆる大工業地帯との周辺は除いて
おりまして、それから一方で、今度は過疎地帯
とか非常に、学校で言うならば、何といいますか、
劣等生に近いという、表現は非常に悪いのです
が、そういうものと優等生との中間にこれは位置
していると思うのです。それで、これをやること
によつて程度のおくれでおる悪い地域が引き上げ
られるのならばいいのですけれども、むしろそれ
が置いてきぼりになつてこれが進んでいくてしま
つて、不公平感が出るということがあつては困る
と思うのですが、その辺の御配慮について伺いた
い。

○山中國務大臣 そこらのところは、やはり配慮しておかなければならぬところだと思うのです。

たとえば、いつかお話ししたことがあつたら恐縮であります、話した記憶があるような気もし

ますけれども、私は、過疎地域対策緊急措置法から過疎地域振興特別措置法、こういうものを自分で立案したほどでございますので、そういうことを考えると、確かに現在過疎は過疎なりに、あきらめたといいましょうか、過疎の状態で振興してあげるための法律が存在しているわけであります。したがつて、それぞれの過疎の存在する地域について、新しいこのような先端産業集約都市みたいなものがでていく場合に、過疎はいよいよ取り残されいくんじやないかというような御心配は確かにあると思うのです。

たとえば、私たちが経験として知っているのは、これはここで話したことがあると思うのですが、過疎法をつくったときにびっくりしたのは、中国の各県の海の方、瀬戸内海の方は同じ県内で人口が集中していて、そして中国山脈寄りの奥の方は過疎地域の町村がいっぱい出てきておる。県内の移動ですから県政で何とかできるとしても、

これはやはり國の方でも、そういう現象が起こつたときにそれらは指定地域にして、一方は臨海工業地帯で人口が流入して、同じ県内から流出していくてしまったところは過疎の状態の条件にびたり当てはまる。もう広島県などはその典型的な例でしたけれどもね。そういうことがございまして、これが過疎に拍車をかけるということにはなります。

らぬよう。ということは、同じ県内でございま
すから、たとえば雇用貢献度がそれによって高ま
ったとしますね。そうすると、過疎の方からそ
ちらの方に働きに行く若者も出るかもしれません
ん。しかし、大体今日の自動車の普及、道路の整
備から見れば、過疎もほとんどが日帰り圏のとこ
ろに存在する。したがつて、それは過疎の方にも、
財政収入の面では、生活の面といいましょうか、
そういう面ではいい影響を与えていくのではないか
ろうか。むしろそつちの方へ向かつていの影響が
出るような計画にしていきたいものだな、そういう
う気持ちでおります。

○田原委員 先ほど私の発言で、劣等という言葉
を使いましてけれども、これは余りいい言葉でな

いので、恵まれない地域と訂正させていただきたいと思います。

いと思ひます。
それから、次に心配になるのが地価の問題でござります。かつて列島改造論とかなんとかいうこ

とがあつた時代があつて、地価が暴騰したことがあつたんですねが、この法案は非常に夢があつて明るい将来性を招く印象を強く与えておりますので、たとえば十九地域とかその他想定される地域について、地価をつり上げる動きがあるとかいうようなことがあつてはこれはいかぬと思うのです。それに対して国土庁はどういうふうに考えて

○河村説明員 先生御案内のように、土地の取引につきましては、國土利用計画法で、取引価格なり得目的なりといふものを一応チェックをしたりますが、それらの措置とあわせまして、各都道府県では所要の地域といいますか、市街化が進んでいる地域とかあるいは開発計画が予定されておりますか。

いる地域、いわゆる土地問題についての要警戒地域、こう言つていいかと思いますが、そういう地域につきましては、月々の土地取引件数の動きあるいは地価の動向ということを押さえまして、その地域内におきます土地取引の動きというものを監視している調査を実施しているところであります。

それで、テクノポリスを構想しています各道県に対しまして、私ども、その対象地域について本調査を実施するようなどいう要請をしてきているところがありますが、また関係の道県でもほそに調査体制に入っているところでございます。さらに国土庁では、五十八年度におきましては、各道県の構想対象地域が漏れなくこの調査対象になるようなどということ、わずかではありますけれども、このための調査の経費も増額した措置もとつてござります。これらの調査によりまして、こうした地域についての取引動向、地価動向などということを十分厳重に監視いたしまして、不穏な動きを生じさせないようにしてまいりたい、こう思つておるところであります。

したがいまして、この法案によりまして開発計画が策定され、これがこの問題をつけてこまつ

画が策定された地域がこの調査の対象になっているところでありますれば、当然のことですが、本調査の監視を継続実施させますし、そ

これから、開発計画の地域が本調査の対象地以外である場合でありますれば、直ちに本調査の対象地域に取り込むよう県を指導して遺憾のないようにしてまいりたい、こう思つております。
○山中国務大臣 これらの地域は、空港の用地買収、それから進出しておる産業の土地買収その他で、ほぼ地価は、この地域が指定されたことによ

つて暴騰するというようなことではなくて、すでにそのようなことを経て、現実に飛行場のランプ工一もあるいは工場も立地しているわけですかう、そこがまた地域のために、今度は地域が浮き上がりうとする努力ですから、自分たちのことですね。それによって心理的に暴騰する要件は——もうしているならば、前にしている。したがって、

○田原委員　時間がありませんので、時間がありますからお答えいただきたいのですが、住居地域を眺めてみると、いろいろな形に分類できるのです。それぞれ寺敷があるってそれ自体はいいのですが、これを指定したから暴騰することはないだろう。ましてや国土庁の御加勢もいただきながら、その点は配慮していただきたいと思います。

すけれども、集中してニュータウン型のものがあるかと思うと、かなり分散して広域にまたがっているものがあるのです。これらを開発計画を立てて承認する段階におきまして、やはりうまく指導していくだいて、これはもう分散型でまとまりがないからだめだと、全部ニュータウン型にしないとか、そういうことがないよう、画一的でないようにお願いしたいのですが、御意見をひとつお伺いしたいのです。

○山中国務大臣 とにかくこれは、それぞれの地域がそれぞれの立地条件によって、それぞれの特色を存分に發揮して、地域の先端産業、その他の高度技術というものが、私の知っている範囲でも思ひも寄らないものが生まれてくる可能性がある

〇田原委員 そこで、非常に安心したわけでござりますが、最後にお願いをございまして、一番審議になるのは、やはり何といいましても各省庁の協調体制だらうと思います。先ほど一番最初に申し上げましたように、どうか連絡を密にしていただき、それぞれが持ち分を生かしつつ、地方が困らないよう、事務がスムーズに速やかに行くよう、よろしくお願ひしたいと思います。

〇時間厳守せよという通知が来ておりますので、これでやめさせていただきます。

〇豊坂委員長 後藤茂君。

〇後藤委員 まず、大臣にお伺いをしたいのです。ですが、今回提案されました高度技術工業集積地域開発促進法案、私どもは、これを俗称テクノポリス法案というように聞かされてきたわけでもあります。現在もこの俗称テクノポリス法案といふように理解していいのかどうか、この点を最初でありますから、簡単に結構でございますから、お答えいただきたいと思います。

〇山中國務大臣 さつきもお答えしましたよろしく、テクノポリスというハイカラな言葉がひとり歩きしちゃって、法案をいよいよつくつて皆さんはお願いしようとするときに、まさかテクノポリスという大げさなこともどうだらうかということまで、構想そのものは変わつたわけではございませんが、最初にひとり歩きしちゃつたものが、企業城下町とはちよつと違つた意味で、ハイカラな言葉のせいもあって、ポリスと言うと巨大都市の上のように感ぜられる点もありましたので、今回名前を改めを、いまお出ししているような名前に変えたわけでございます。

〇後藤委員 いまの答弁では、必ずしも私の質問に答えてないような気がするわけです。

つまり、いわゆるテクノポリスというハイカーラーな名前がつけられた。しかし、そこには、新しい二十一世紀を展望した望ましいあるいは理想的な都市というものが一応描かれておったと思うのですね。したがって、高度技術工業集積都市開発促進法ということだと、俗称テクノポリスといふことに於ける程度該当するかな、こう思うわけです。ところが、法律になつてまいりますと、地域開発、つまり都市が、集積都市が集積地域になつてきている、この辺の理解を一体どういうようにしておけばいいのかな、こういうことでいま大臣に御質問申し上げた。

はだれか、命名者はいまや不明になつて、いますけれども、ただ、受けた方はそういう言葉を素直にとつてしまわれたものですから、さてこれで、実態とテクノポリスというものは持つイメージとはどうかなということ、したがつて先ほどと同じことになりますが、そのような大きな都市、巨大都市づくりではないんだよ、ことにこれは地方ですから、その地方の実態に即した工業集積の産学住一体となつた新しい世代への進展、そういうことをやつしてくださいという意味ですから、ここでも俗称としても残していくことはどうかなという御意見は、全くそのとおりであるかもしません。ただ、言葉なので、ひとりで地方の方で使つていらっしゃいますので、地方紙等でも、その都市の該当する県のローカル紙等は、テクノポリスと書くだけで、わが県のどこのあたりだというような話になつて、いるくらいに人口に膾炙してしまつておりますので、今後テクノポリスと言つてはならぬということは、私の方から申し上げないで、実態はこういうものでござりますからということをお示ししていくことにしたいと思います。

最初の「二十一世紀を展望して そしていま大臣がお答えになつたような、メガロポリスをつくるとかあるいは巨大都市をそこに現出するとかいう意味ぢやない、しかし技術集積の、しかも文化の香りの高い母都市を中心とした都市をつくり上げていくんだということから見ると、ちょっとこの法律は薄っぺらといいますか、弱いのではないかというよう私は理解をしている。

ここでの「テクノポリス構想など新しい地域振興構想」というところをじつと読んでみますと、非常にいいことが構想としては描かれているわけです。「テクノポリス（技術集積都市）とは、電子・機械等の技術先端部門を中心に産業部門とアカデミー部門、さらには居住部門を同一地域内で有機的に結合したものである。この構想は、産業、学術部門を先導しつつ地域振興を図り、同時に新しい地域文化を創造しようとするものである。」こういうようなのは、これから二十一世紀を展望して私たちが考えていくべき課題ではないだろうかということを思いますと、この法律が策定されるまでの過程をずっと見ていると、確かに各省庁の協力を得なければならぬ、それが悪い意味で縦割り行政というものが調整の過程でだんだんめんどくさくなつてしまつて、大体合意が得られただところでおさめてしまつてきたというところがあつて、当初のこの構想なり意気込みというものがどこか後退してしまつてはしないだろうか。この当初の構想と今度の法案との落差というものが大変大きいように私は理解をされるわけですがれども、大臣、この点はいかがでしょう。

なお、この法律は、いま申し上げましたように大変薄くなつてしまつて、これがもうコンクリートされた法律で、全く修正なり補強なりが今

後行われていかないというものではないでしょうか。けれども、出発がどうも、当初言われておつた構想とは相当大きく後退といいますか、薄くなってしまったといふことを危惧するものですから、その点を大臣からもう一度お答えいただきたいと思います。

○山中國務大臣 ごもっともだと思います。ということは、私自身が、これが法律になじむかなじまないかについてずいぶん決断に迷ったわけあります。いまおっしゃいましたような、そういうビジョンというものを踏まえてやるうとすれば、事務次官通達というような形でやって、それ行政が手を添えてやることによって、全くの地域の自主性といふものを固めてあげるという方法なきにしもあらずと思つたのです。しかし、法律にしようかということ、先ほど理由を申し上げましたが、それになつてみると、やはりこれは縦割り行政でもありますし、それだけに責任ある分野をそれが持つておりますから、どうしてもお力をかしてもらわなければいけない。ただ、縦割り行政での自分のところもという意味じゃなくて、こういうことでテクノポリス構想というものに自分たちが協力をあげたい、協力できるという役所をなるべく一緒にやつていただきことにしたわけです。

ですから、法律にしますと、たとえば国はこれまで何をしようとするのかということは粗特ぐらいいしかない、あるいは配慮することぐらいしかないといふくらいじやどうなのだという、したがつて、この法案そのものが当初の意気込みと比べてやや薄っばらなものになつてているじゃないかということは、私は実態から見ればこれでいいと思うのですけれども、当初の旗から見るとや小さい旗に見えるようになつてしまつたことは否めない事実だと思います。

しかし、それぞれの地域をじつと一つ一つ見てみると、こういうような現在の構想の方がより適切であつて、そんなに——これは過疎地域の町あたりも含む、田舎の方もずいぶん候補地にな

るわけがあります。要するに飛行機によつて距離が時間に変わつた。距離ではなくて時間に変わつたということからこういう全国への分布が始まりますから、そのところをほつておかないので地域浮揚の糧にするというのが着想あります。いまおっしゃいましたよな、そういうビジョンというものを踏まえてやるうとすれば、事務次官通達というような形でやつて、それ行政が手を添えてやることによって、全くの地域の自主性といふものを固めてあげるという方法なきにしもあらずと思つたのです。しかし、法律にしようかということ、先ほど理由を申し上げましたが、それになつてみると、やはりこれは縦割り行政でもありますし、それだけに責任ある分野をそれが持つておりますから、どうしてもお力をかしてもらわなければいけない。ただ、縦割り行政での自分のところもという意味じゃなくて、こういうことでテクノポリス構想というものに自分たちが協力をあげたい、協力できるという役所をなるべく一緒にやつていただきことにしたわけです。

○後藤委員 ところで私が迷つたぐらいですかといふことなどを考えます。

したがつて、法律にしようかしまいかというところで私が迷つたぐらいですかといふことは満点だと言われるつもりで持つてきましたが、それには迷つたりや決してありません。御批判は喜んでいただきたいと思います。

○後藤委員 私も、昨日提案理由の説明を受けてずっと読ましていただいて、先ほど大臣が、実はうかとということ、先ほど理由を申し上げました政でもありますし、それだけに責任ある分野をそれが持つておりますから、どうしてもお力をかしてもらわなければいけない。ただ、縦割り行政での自分のところもという意味じゃなくて、こういうことでテクノポリス構想というものに自分たちが協力をあげたい、協力できるという役所をなるべく一緒にやつていただきことにしたわけです。

一体、法律による一つの構想推進の力といいま

すから、法律による一つの構想推進の力といいまして何をしようとするのかということは粗特ぐらいいしかない、あるいは配慮することぐらいしかないといふくらいじやどうなのだといふ、したがつて、この法案そのものが当初の意気込みと比べてやや薄っばらなものになつているじゃないかということは、私は実態から見ればこれでいいと思うのですけれども、当初の旗から見るとや小さい旗に見えるようになつてしまつたことは否めない事実だと思います。

しかし、それぞれの地域をじつと一つ一つ見てみると、こういうような現在の構想の方がより適切であつて、そんなに——これは過疎地域の町あたりも含む、田舎の方もずいぶん候補地にな

を推進していく力を法律によつて持つておられるのだから、なにかがえなければならぬと思うのです。

くどうですけれども、その提案理由の説明を受けた中で、これがやはりこれから高度技術ありますので、これは大体この法律程度でいける内

容のもの、実態としてはそうじやなからうかといふことを考えます。

したがつて、法律にしようかしまいかというところで私が迷つたぐらいですかといふことは満点だと言われるつもりで持つてきましたが、それには迷つたりや決してありません。御批判は喜んでいただきたいと思います。

○後藤委員 私も、昨日提案理由の説明を受けてずっと読ましていただいて、先ほど大臣が、実はうかとということ、先ほど理由を申し上げました政でもありますし、それだけに責任ある分野をそれが持つておりますから、どうしてもお力をかしてもらわなければいけない。ただ、縦割り行政での自分のところもという意味じゃなくて、こう

いうことでございますが、たとえば第八条の「固定資産税の不均一課税に伴う措置」、自治省においては法律にすべきかどうか迷うような法律であつたと

いうことでございますが、たとえば第八条の「固定資産税の不均一課税に伴う措置」、自治省においては法律を出していつて、そして大上段に呼ばわら

ういうところを外すと、あとは、どうしてもこれで法律を出していつて、そして大上段に呼ばわらなければならぬのかなどという、ちょっとと背負い投げ食らわされたような感じがするわけあります。

弱いと思うのですね。

ただ、私どもがやつて行きます前に、それに対

して自分たちの地方をどうしていこうかという関係市町村なり、最後は知事さんの計画になるわけですが、そういうものに対するいろいろな形があ

ると思うのです。その中で國の方がむしろ違った形の、その地方の特殊性に沿つたものができ上がるついくことに対する、ここのこととこことの

ことは財政上めんどります、税法はちょっとと書

いてございますが、これは直接ではなくて負担金の損金算入ですから、そこらのところを見ます

と、どうも国が出す法案にしてはえらいへつびり腰な感じがするじゃないか、この御指摘は私は甘

受けたします。

ということは、法律でなくともやれないかといふ可能性はあるのですね。しかし、ではなぜ法律にしたというのを、ちょっとと向こうで

難談していらしたから聞こえなかつたかもしれない

せんが、田原委員に答えたお答えを申しますと、

与党の私たちの方の意見も、やはり法律できつとしたものにしてほしい、権威づけてもらいたい

という圧倒的な御希望でございましたし、ことに

また知事さんや商工会議所の会頭さんや県会議員の人たちや、あるいはまた当該予定しておられる地域の市町村長、商工会、町議会、そういう人たちの声の集約されたものは、通達とかなんかではどうも自分たちはおぼつかないので、やはり国会で審議して法律にしてもらつて、そしてその法のつくり上げていく大きな推進力になつていくんだ

つくり上げていく大きな推進力になつていくんだ

意見を聞く、そしてさらにまだ関係行政機関の長との協議もしていかなければならぬ。船頭が大変多い。やむを得ない面も一方であります。これが大変だらうと思うのですね。一休この推進体制をこれからどのように進められていくのか、その辺の考え方をひとつお聞かせをいただきたい。

それからもう一つは、この推進体制の中での国の役割りは、いま大臣がある程度お答えいただきましたけれども、産学官の協力体制というのは一体どういうようにこれからこの法律によつてなされていくのか。この二点をひとつお答えをいただきたいと思います。

○山中国務大臣 今後の調整が大変だらうということですが、私はそのように思ひませんで、先端産業、高度技術産業というようなものに対してもいままで指導し、あるいは助成その他を通じて今日のレベルというものをつくってきたのは通産省の行政の枠内でございますので、それが結果的に地方に拡散していくことをとらえて、そこにアイデアを持つてテクノポリスというような構想で考えてみ始めたわけあります、そのときに各省庁が御協力をいただければ、より強固な条件を最初から備えられる。

たとえば建設省一つをとつてみても、やはり現在は空港の周辺というのが特徴的なものであります。が、臨空工業地帯という感じもするのですけれども、そこはどつちかというと最近は、飛行場を市街地から離れたところにつくる例が地方では多うござります。そうすると、そこらのところに文化、物資あるいは物の技術というようなものが行き交う必要も、今度は飛行場から飛行場ではなくて飛行場への道路は念頭にあるでしょうが、新しくこういう構想が実現した場合における道路に対する特別な配慮といふものは、いまではないわけですね。これからはそれを持つて建設省に参加してもらえるということから、そういう基盤づく

りというものが各省庁の御協力を願うということがやはり必要だろう。ですからこの調整は、都道府県知事が計画をつくるとき、それぞれの段階で各省庁の具体的な調整といふものはほぼ終えて上がってくるわけがありますから、中央でまたさらに全部、各役所ごとにそれを検討し直すという形には実際上ならぬのだと思います。また、先ほどありましたように、それぞれの関係省庁でそれに対応する機構、組織に似たようなものをつくってもらつておるようになりますから、私どもの方があれと緊密な連絡をとりながら煩瑣にわたらぬよう注意していくば、共管大臣が多いからこれが煩瑣になるというようなことはないと思います。それから、産学官といいますか、この地域の協力体制ですが、これはもう現時点においても理想を追い過ぎるぐらい協力体制ができ上がっておりまして、都道府県はもちろん、それに関係すると思われる、多分そういうであろうと思われる市町村、これはそれぞれの地域でも市町村ごとに全部、テクノポリスの指定を受けるための準備室、作業チームといふようなものをつくって一生懸命努力しておられるようになりますから、その点の御心配もほんのではなかろうか。それに、十五カ所とか十六カ所とか一齊に全部指定するわけではございませんで、これは逐年何カ所かずつ指定をしていくものでござりますので、その間に先発組がいろんな問題でいろんなトラブルにぶち当たると思うのです。次の人たちはそれを参考にしながら、同じ前車の轍は踏まないという作業は当然してこられるだらうと思うのです。そういう意味で、最初は一番優秀な条件下にあると認定できるものについて、余り多く指定しないで、急がずにじっくりとやつていただきたい、そう思います。

○和気説明員　建設省でござりますが、本法による計画につきましては、高度技術に立脚した工業開発を促進することによりまして、地方経済の自立化を目指す地域振興策の一つとして考えております。

本計画を推進するに当たりましては、地域振興に資するような町づくりが重要な課題だと考えておりますので、このため建設省では、所管しております道路、住宅を初めとする公共施設等の整備を総合的、計画的に行い、整備、活用を図つてまいりたい、このように考えております。

開発指針の策定あるいは開発計画の作成、承認に際しましても、テクノポリス構想が円滑に推進されるよう積極的に対応してまいりたいと考えております。

○後藤委員　建設省とかかわる部分というのは、第五条「開発計画」の中の二項四号のイ、ロ、ハ、二、さらに二項五号のところになるかと思うのです。「工業用地 工業用水道 住宅及び住宅用地 道路」さらに「前号イからニまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施されると」、これは農水になりますが、四号ですね。

こことのところが項目は挙がっておりますけれども、先ほど大臣に申し上げたら、その他の措置の中で出てくるのが若干財政的な問題かと思ひますけれども、この法律によつて二つの項目を別枠といいますか、特にこの法律によつて、工業用地、工業用水道、住宅及び住宅用地、道路といふようなものに対して、積極的にひとつ対応していくくというようなお考えはおありなんでしょうか。

予算上あるいは特別に配慮するような方針が当外出てくるのか出てこないのか。いや全体的な工業用地あるいは工業用水道、住宅及び宅地等の確保の一環としてこれが出てくるのだというよう理解するのか。その辺はどうなんでしょうね。

○和気説明員　お答えいたします。

建設省の所管しておる事項につきましては、道

知事さんがもうほんと中心になつておつくりになつて、そこで計画が上に上がつてくるわけではありませんから、いわば自治省の管轄下のところの、地方の段階で知事主導権によつて煮詰められる。その計画が上がつてきたら、共管ではなくて、自治大臣の方に知事から、こういうふうに上がつてきましたが、どう協議をする形の方が当然よろしいのではないかと思つて、特段の差別をしているわけでもございませんで、計画の実体と、決まるのは知事さんのところの基本の計画。そこで真つすぐ上がつてきますから、それを自治大臣に、こういうふうにこの点はやつてあるが、地方行財政から見てこの計画は適當であろうか、まとまつたところで相談をする大臣ということの方がよろしいのではないかと考えたわけでございます。

○後藤委員 私がこの点をちょっと指摘をしたのは、後々、これからこの構想を進めていく上において、せつかく行政改革などと言われている中で、経由する部分が大変多くなればなるほど円滑さを欠くおそれがありはしないか、こういう点を心配するものですから、事前に緊密な連絡協調体制というものがとれるためには大変だなあ、共管大臣が非常に多いし、しかも、意見を聞いたり協議をすることころが非常に多いということは大変だなあ、というように感じたのですから、その点を指摘させていただいた。

特に、大臣が御答弁になりましたように、これはやはり内発性といいますか、地域の自主的な意欲を持つた構想というものが一番大切だらうと思うのですね。その意味では、後でもう一つお答えをいただきたいのですけれども、都道府県が中心になつて開発計画を作成するようありますけれども、その中心は、何といつても当該地域の市町村あるいは住民がどのようにかかわっていくか、あるいはそれぞれの工場なり企業なりがどうかか

わっていくかということが一番大切なという観点で、あとはそれを受けてのそれぞれの省庁のかかわる部分の調整ということにしていかないと、上から一つの枠組みをはめていきながらやるということになると、まず第一に各省庁との縦張り問題等も出てまいりますて、そこでもうデッドロックに乗り上げていくんだろうという気がいたしますので、この共管が四省にあるということ、あるいはいろいろな意見を求めていくことの中で、地元といいますか地域の自主性、それから県段階における開発計画の策定について、十分に創意工夫を生かさせていくような配慮というものがぜひ必要ではないかというように、私はこれは強く要望しておきたいのです。

それと関連をいたしまして、第五条の「開発計画」の三項に、「都道府県は、開発計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。」というのである。これは、私は文法がよく理解ができないのですけれども、「都道府県は、「関係市町村に協議しなければならない。」といふのは、私が先ほど御指摘を申し上げた上下の関係というわけじゃないのですけれども、つまり関係市町村の自主性・創造性というものをより高めていくと、そういう形にちょっと読み取れないような気がする。まあ任意というのではなく、「関係市町村と協議しなければならない。」といったら、もう少し関係市町村にウエートがかかるかなというふうに私は理解をするわけであります。何かこれでいきますと、都道府県が開発計画をつくって押しつけるといいますかえてして関係市町村といふものは、それほどの大きな情報を持つてもいいなし、それからまた、こういうテクノポリス構想等をつくる力量もないために、どうしたって都道府県段階でつくり上げていつてしまつて、関係市町村はこれでひとつやりなさいみたいな形になる危険性がありはしないかということで、この点の「関係市町村に協議しなければならない。」ということは、どういうふうに読んでおけばいいのか。私の問題意識は、いま申し上げましたように、

○山中国務大臣 そういう御懸念はあるいは読み取れるのかもしませんが、実際は上から下へと下から上へじやなくて、知事さんを中心に関係市町村が一体となつて鳴首協議するような実態が本当だろうと思うのですね。知事さんが市町村に言うというような形ではなくて、知事さんと市町村とが一緒になつて計画を相談して、そこにはもう知事とか何とかという立場を離れた、自分たちの県のこの地域についてという共通の目標に向かつてのほとんど同等の協議といいますか、そういうものがこの場合は行われてくるのだろう。

したがつて、計画の作成責任者は最終的に知事でありますから、その計画は都道府県ということと書いてないのは、誤解があるといけませんが、臨調の方で団体委任事務のあり方についてということで、余り知事に委任をするなどいう方向があるので、知事とは書いてありませんが、都道府県の団体委任ということにしてありますけれども、実態は知事が作成するわけですから変わりはありません。念のために申し上げておきます。

したがつて、その知事の作成する計画が最終計画になるのですから、その最終計画は知事がつくつて関係市町村にこれで行こうというものじゃないので、関係市町村が一生懸命、市町村の役場の中のわざかな職員の中にも対策室とかチームをつくっているぐらい熱心ですから、そこと知事部局のどこかが、開発局か企画局か、そういうようなところがあれば、そこと連絡をとりながら知事も一体となつて作業をしていく、それが最後の計画になるのだろうと思ひますので、この表現で特別に上から下へということは、実態としてもないだろくし、その気持ちもない、そう思つています。

○後藤委員 法制局は來てないのだと……〔与党にもうちょっと出るよう言いなさい、審議につきないので、お伺いをいたします。〕

速めてくれとかなんとか言つてゐるだけ、これじやいけませんよ」と呼ぶ者あり)ではひとつ、審議は進めていきますが、与党の皆さんのお出席をお願いしておきたいと思います。

私は、いまの大臣のそういう理解をしたいわけですけれども、法律というのは勝手な解釈ができるわけでありますから、法制局を呼んでおけばよかつたのですけれども、私もよくわからないので申し上げたわけです。つまり、先ほど大臣がお答えになつたような形で運用してほしいわけです。その場合に、それをさらに強く担保していくためには、その関係市町村に協議しなければならない」というのは、どうも私は弱いのではないかだろうかという気がするわけです。したがつて、それはもちろん法制局の意見を聞いていかなければなりませんが、もし対等といいますか、いま大臣がお答えになつたような形で、関係市町村の自主性、創造性というものを大切にしていくのだ、そのためには、この三項の表現というものは「に」よりも「と」にしてやる方が、都道府県に対してその責任をより強めることになるのだということであるとするならば、この点は修正ということでも、法制局とも御相談をいただきながら、できるならばぜひしていただきたいということを要望として、まだずっと審議が続くわけですから、審議の過程で検討しておいていただきたいということを要望として申し上げておきたいと思います。

あと時間が四十分ばかりありますが、テクノボリスの地域関係の問題について御質問を申し上げたいと思うのです。

当初、このテクノボリス構想が出されてきたときには、たしか四十前後の地域が名のりを上げたやに聞いております。その中で大体適地というのが十九地域というように聞いているわけでありまされども、この十九地域の基本構想に対する基本構想はもうほとんど出そろつてゐるのでしょうか。まず、ちょっと局長の方から。

○福原政府委員 当初、構想が出来ましたときは四十ないお話をございましたが、その後、県内その

他調整がつかないところがあつたのだと思います。現在私ども聞いておりますのは、十九地域二十道県でございます。

○後藤委員 この十九地域の基本構想に対して、どのような評価をなさつてゐるのか。またその特徴、あるいはその十九地域の取り組みの姿勢、準備状況等がどのように進んでいるのか、通産としての把握状況をお聞かせいただきたい。これは簡潔で結構でございます。

○福原政府委員 現在十九地域は、五十六年度基本構想の策定を終わりまして、五十七年度末をめどとして開発構想を策定しておるところでござります。すでに提出を受けたところもございますが、各地域きわめて御熱心でございまして、それが実現に向かつて準備を進めておられます。この法案が成立いたしました後、私どもは、国として開発指針を決定いたしました。それを受けまして各地域は開発計画をつくりまして、国の承認を得るという手順を踏むことにならうかと思います。

○後藤委員 もう一つ局長からお答えいただきたいのですけれども、この開発構想に基づいて開発計画がつくられるのでしようが、この関係は一体どのように理解しておいたらいのでしようか。○福原政府委員 法律第四条によりまして国が「開発指針」をつくりまして、その指針を受けまして都道府県が第五条にあります「開発計画」をつくるという形になるわけでございます。

○後藤委員 この法律からいきますと、ちょっと幾つか、今までの構想とは後退をしておる部分があるよう思うわけであります。

その中で、特にこの「地域」の条件として、工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域……、高度技術の開発を行い、これを製品化できる可能性のある企業が相当数存在する、あるいは、高度技術に関する教育、研究を行う大学が存在すること、等々が挙げられているわけで、「地域」の第三条の一から七までの項目。これで見ますと、私は冒頭に大臣に申し上げたわけでありま

すけれども、一定の成熟度を持つてあるところが大変優先順位が高まつていくといいますか、このくなるような地域になるのではないか。当初、いろいろな構想がテクノポリス構想として出されていましたが、必ずしも一定の成熟度、この法律に合わせたような、必ずしも一定の成熟度、この

法律に該当しないようなところでも、積極的にこの地域にひとつテクノポリス構想を推進していくといふことがあつていいのではないかという気がいたしておきました関係で、この一から七項目までの要件に該当する地域ということになつてしまつますと、ちょっと当初の構想から崩れていきはしないかという危惧をするわけであります。この点は一体どう理解したらいいのでしょうか。

○山中國務大臣 これは、こういうふうにおとり

いいただきたいと思うのです。

先ほどは違つた表現をいたしましたけれども、結果というものが先に一つあって、それを踏まえて新しいアイデアとして取り組む。ということは、國の方で、空港ができるたら空港周辺に先端産業、高度技術産業を立地しなさい、立地した場合にはめんどう見てあげますというのは何もしてないわけですね。ただ、企業の側から見ると、先ほどどの距離と時間の問題、距離じゃなくてあるいは位置じやなくて、時間の問題として空港対空港をとらえていくことになれば、それは確かに割り切れるわけでしょう。したがつて、そこらは自分の会社の特性を考え、ある工場の製品が、たとえば九州で離れたところでつくられたとしても、それは飛行機の時間で一時間半であつて、それから羽田に着いて本社、あるいは成田から外國へといふような感覚になつて、時代が違つてきている。そこで空港周辺に著しい集中が見られる。しかも、それは決まって高度先端産業が多い。こういうこと

が現状ですにあるわけです。あるわけですか

ら、そこに着目して、ここに決めているような条例がそれに付随してあればそこをまず条件としますが、地域としましよう、こういう國の意思が最初に働いていまの状態ができたものでない。しかも、今後それに対して、うちにもそういう高度集積工業地帯をつくりたいから何々企業を國の力で連れてきてくれとか、あるいは国ができるものとしては、飛行場をここにもつくってくれというようなところまで、國はいまのところはそこまでする気はないということになりますと、結果の上にこの条件等が付隨してそろつておれば、それをいりますと、ちょっと当初の構想から崩れていきなり余力ができたときには、それはやつてもらひけれども、当面は、せつかく構想を上げたわけだから、アドバルーンを上げたわけだから、何とかかつけなければならぬ。そのためには、手つ取り早く各省庁の協力もある程度得られる、ある程度の成熟度を持つたところをやつなければいけないじやないかということですから、単なる先端技術といいますか、高度技術の集積の地域づくりだけではないんだ、もう少し当初のビジョンに

ついでございます。

○後藤委員 大臣、私が冒頭申し上げたのは、單なる工場配置なりあるいはそういう新しい産業都市をつくるというのなら、今までの法律が実はあるわけですね。全国総合開発計画ですか、あるいは新全總、三全總等もありますし、工配法もあれば新産都市法もあるわけです。それにさらに、今度新しくこういう高度技術工業集積地域開発促進法。くどいようすけれども、私は、そういう都市をつくっていくということの方がいいのではないかと思つておるわけですが、こういふことを出してくると、この第三条の「地域」というものの一つの枠組みというようになりますと、当初の構想から見て非常に後退をして、結局、何だ、

○山中國務大臣 何とか法律にすればいいやといふ、それは表現の仕方であつて、私は、法律でなくともできるかもしれないと思つたことも一時読み取れないという感じがするわけであります。が、いかがでしょうか。

○山中國務大臣 何とか法律にすればいいやといふ、それは表現の仕方であつて、私は、法律でなくともできるかもしれないと思つたことも一時読み取れないという感じがするわけであります。が、いかがでしょうか。

したがつて、法律は断念するかもしれないといふことを言つたことも確かにあります。しかし、実際に都道府県知事さんが市町村長と協議しながらつくつていかれるときに、いま主管省がほ

いをするかもしませんけれども、そういう意味の表現にしてあるわけございます。
○後藤委員 私が指摘を申し上げておりますのは、ここ第三条の「地域」の枠組みということになると、先ほど言いましたように、一定の要件を備えてしまったところということがどうしても容易に取り上げられるという気がするのですから、そうじやなしにもう少し弾力的に、本当に地域にこの構想に基づいてつくり上げていくものに対しても積極的に理解をしていく必要があるのでないか。

私の地元の兵庫県を例にとって大変恐縮ですが

れども、西播磨テクノポリスの構想が、私のところにもりつぱなものが来ております。これは各地域の皆さん方ほどんど熱心に、こういう文書を作成をして出してきてはいるのだと思うのです。これには、通産省の当初の指針であります「テクノポリス90建設の方向」というものに基づき、また「八〇年代の通産ビジョン」に基づいて努力をして基本構想をつくり上げてきている。

それから見ると、これから先行投資をしていて、これに該当していくようという努力がこれからなさしていくのだと思いますけれども、厳密

にこの第三条の枠組みを考えていくと、先ほど何回も申し上げておりますように、当初の通産の構想といいますか、テクノポリス構想というもののか

ラボリスが消えてきはじめているのじゃないか。そうなるまでまいりますと、十九地域全部、私は半田に口座はまつてこころみをしなしごと、

本組織は社説はいたしておりませんけれども、幾つかこの枠組みから、アクセスの面あるいはいろいろな近傍の高度技術にかかる教育機関等がお

くれていいっているところ。そういうものがあるだろう。既存のものを利用していくながらと、いうのじゃなしに、もっと積極的にそうしたものをつけ

り上げていく努力もある程度背景にしていきながら、この地域を考えていくべきではないかというよう

構でござりますから、そういうような私の指摘を配慮していきながらのこれから開発計画なり開

発指針の作成について努力をしていくということになるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○山中国務大臣 私の理想は日本版シリコンバレ
ー、こういふものになれぬかなというあれがある
のです。しかし、そういう大ぶろしきを広げてみ
たのでは、でき上がつたものはこれは何じゃと言
われるおそれがありますから……。

いま御注意くださいました点は、やはり安易に

方ではなく、それに對して積極的な、たとえば大学を例にとられましたけれども、そういうような努力を国と県とで、県も加勢してもらわなければいかぬかもせんが、そういうことも考えながらやつていけという御意向は、十分念頭に置きたいと思います。

○後藤委員 文部省、見えているかと思ひますけれども、予算委員会でも私、ちょっと指摘をしておいたのですが、どうも文部省の大学設置の計画は恣意的な面が非常にあるような気が実はするわけです。

いま通達大臣の方は、何も國立でなければならぬ

ぬということはないし、またいろいろな試験研究機関あるいは公立、私立、結構ではないか。私は別に國立でござらうつす、やうつづいてナレゴ

別に自己のことをわざわざし、なんのこだわりと
も、この西播磨テクノポリス基本構想との関連で
申し上げますと、母都市は姫路ということになる

わけであります。これは四十五万都市で、県都ではないのですけれども、県都以上の大きなところなんです。旧制の高等学校があるし、師範学校等

もあつた。それが、いま県立の工業大学はありますけれども、ここは全く文部省の大学設置の計画の中からは無視されたまま今日来ているわけであ

ります。私が質問したときには、鹿児島でありますけれども鹿屋で大学ができる。そして約百万の背景を待つております他或こそがない。そのこ

ともまた、いまのその地域に「教育及び研究を行う大学が存在すること」というところの中に、確かに見つかる(さまら)ます(せうじゅう)、つまり

つ、どうも心配の部分がある。
これとの絡みで申し上げるわけじやないのです
けれども、文部省、私はこの前も旨商しておきました

した、戦前の高等教育機関があつたところで、大学のない地域が一体どこがあるのかどうか。それからさらに、こういつたせつかくテクノポリス構想等が出てきている中で、大学の設置に対しても意欲的な考え方をお持ちかどうか、お答えをいただきたいと思います。

〇十文字説明員 先生御承知のことと思ひます
が、戦後新制大学が発足いたしますときに、全国
的に一県一大学というような方針のもとに、國
立、官立の大学あるいは高等専門学校、師範学校
等を統合いたしまして、一県に一つずつの國立大
学を整備するという方針でやつてまいりました
ために、戦前はある地域に高等教育機関が存在した
にもかかわらず、現在存在しないという地域は全

国的に幾つもござります。（後藤委員）幾つあるのですか」と呼ぶ) いま詳細な数は承知いたしておりませんが、文部省といたしましては、大学の新増設 これは先ほど通産大臣がお話しございましたように、国立大学だけを考えておりませんで、國公私立大学を通じまして、全国的にやはり先生御指摘のとおりバランスのとれた発展を図つてい
く必要があるということで、昭和五十一年度以

来、これも先生御承知のことと思いますが、文部省としましては高等教育計画というものを策定いたしまして、この高等教育計画に沿いまして大学

の新增設等の整備を図つてきているところですがあります。

の構想が具體化していくといふ過程におきまして、私どもが策定いたしております高等教育計画につき、お話をうながすことは、何よりも幸いです。

の指針は照らしから 個々具体的な事例に「きま」しては対応を図つてまいりたいというふうに考えております。

○後藤委員 文部省の方の明確な答弁をここで求めようということではないのですが、何回も申し上げますように、こうしたせつかくの構想が田舎町へ

四

れてくる場合には、それにかかる、特に近傍に高度技術にかかる教育及び研究を行う大学的な高等教育機関がやはり必要だろうと私は思いますので、その点を強く指摘したいために申し上げたわけであります。

では、「アカデミー・ゾーン」なんかが書かれているわけです。「テクノポリスは単なる生産基地でなく、頭脳の基地であり、頭脳と結びついた生産の拠点である。」というような位置づけ、さらには「テクノポリスの学術・研究ゾーンのための条件」、りっぱなことを、もう私は読み上げませんけれども、大変にいい意見が出されているのです、大臣。とすれば、既存のものをただ何か利用して、あるいはちょっと拡充していくということではない姿勢がなければ、ただ財政が苦しいからとか、いま文部省の方からお話をありましたように、いろいろな計画なり何なりということではなくて、せつかくこうした構想を出されていく場合には、当然これにふさわしい高等教育機関、つまりアカデミーゾーンであるとか、あるいは学術研究ゾーンのための状況の整備これらの中のものについて、文部省は共管省にはなっておりませんけれども、「その他関係行政機関の長に協議しなければならない。」という中で、特に強く指摘をしていくべきではないかということを私は申し上げておきま

そのことが、先ほどシリコンバレーのようないい構想があつてもいいと思うのですよ、十九カ所全部ということではないに、ある部分においては。そういうことも、単なる高度技術の工業集積だけで、どう見てもIC産業の工場であるとか、あるいはバイオテクノロジーの工場ばかりがあるということではなくに、もつと調和のとれた、ここに指摘しておりますように学術研究ゾーンあるいはアカデミックゾーン、そしてさらに快適な居住条件を持つたゾーンというものが、本来この構想の中に持つてこなければならない。それが欠けていき

はしないか。何回も申し上げますけれども、そういう気がするのですから、大臣、ぜひひとつその点、こういった高等教育機関のかみ合わせといいますか、調和といいますか、そういうゾーンといふものに對して、単に母都市との絡みもありましょうが、超えてひとつ考えていただきたいというようにお考えかどうか。

○山中国務大臣 文部省の方の大学設置のあり方については、文部省独自の戦後の展開がございますから、あえて、この法律をつくるから文部省にそなの方針を変更したらどうですかというようなところまでは、文部省自体の問題として、踏み込むべきではないのではないか。だから公立も私立も含んでの意味である、そういうことを申し上げました。が、文部省が果たしてそれを受けて、基本的な大学立地についての考え方を将来に向けて新しいものとして計画されるかどうか、一応は文部大臣にもそういうお考えがあるかどうか聞いてみるとことにいたしますが、文部当局の大学に対する考え方の基本線が相当定着してしまっておるというものを、この法律で未来に向けての大構想にしたいわけでありますから、できれば文部省も呼応してくれればありがたいのですが、さて、私の見ている限りの文部省では、この法案によつて国立大学設置基準の変更というようなところまで踏み込んでくれるかどうかはむしろ多分に疑問がある、むずかしいのではないかと思いますが、そういう御希望があつたことは大臣にお伝えをしたいと思ひます。

立大学を含めて考えます場合には、もちろんそういうことはございません。先ほど申し上げましたように、昭和五十一年度以来、文部省といいましたは、大学の規模がかなり大きくなつてまいりましたという現状を踏まえまして、量の拡大よりも質の充実だということで、かなり設置そのものを抑制してまいりました。しかし、その中でもやはり地域的なバランスとか、それから具体的な社会的な必要性とか、そういうものが強いものにつきましては、例外的に幾つか現に認めてきております。そういうことでございますので、先ほど申し上げましたとおり、高等教育計画というもの的基本的な線に沿つて、その社会的必要性等も十分勘案しながら検討させていただきたいと思つております。

で、企業も、そういうところに立地の条件があるとすれば、みずから進出するわけですからね。少なくとも法律をつくり上げていくといふなら、そこに一定の国民なりあるいは県民なり市町村民、また政府の意図というものが出てこなければいかぬじゃないか。その際には、やはり地元の皆さん方が創造性あるいはそれぞれの地域の特性を十分に発揮させていきながら援助していく、そういう法律にしていくべきではないかということを考えますので、この点は特に強くテークノートをしておいていただきたいということを申し上げておきます。

時間がもう参りましたので、あと一つ、テクノポリスの国際的な展開の問題についてお伺いをしておきたいと思います。

貿易摩擦の問題だと、これから開放経済体制とか、あるいは垂直分業から水平分業とか、いろいろな意見が言われる中で、ただ日本の国内だけで一つの先端技術をそこに集積させて、そして日本だけで独自にやつていくのだということを超えた国際的な展開というのが、これからは当然問題になるのではないかと私は思うわけです。その際の産業技術の国際協力ですね。あるいは先ほどは盛んに大臣は空港空港というのが出てくるのですけれども、国際会議場なり、こういうようなものを具備したテクノポリスの地域があつていいのじやないだろうか。どうもこうした国際会議場なりあるいは国際的ないろいろな協力、参加の部分というものは、三大都市圏に集中してきているということもあるわけですから、この点の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○山中國務大臣　当然、日本はそういう国際的視野で自分を見てみると、これが確かに必要な環境にあります。しかし、日本自体としても、無資源国に等しい国がなお今後も諸外国と同じようなものをつくって、そして経済摩擦を繰り返していくきながら、資源のある国とない国とあるのに、ない国の方がすぐれた状態にあつた。ところが、石

油危機等を経て、そういうようなものはどうも衰退産業という条件下に置かれてしまう。そうすると、日本はこれから先未来に向けてどのような国家になるべきかということは、資源を外国から持つてこなければならぬようなものとなるべく少なくしながら、そして高度の頭脳と技術といううので私たちが伸びていかなければならぬといふ方向の選択、そのことは初めから念頭にございます。

る日本の産業政策批判というようなこと等に結びつくようなことがあってはならないし、また今回の構想は国がやることであっても、これは地方への均てん、拡散ということを目指すものでありますから、それだけ日本国の全土といふものに置いて浮揚が図られるということに主眼がありますので、このこと 자체を将来、国際経済摩擦に持つていかないようにして、そのことは当然念頭に置いていかなければなりませんが、何としても無理源國日本の未来への展望ということが一番基礎になければならないだろう。経済摩擦等はその後に起ころる問題でござりますが、それはそれとして、外国から見た日本というものは、確かにしつかりと受けとめたレイアウトをしていかなければならぬ。その御注意はごもつともだと考えておりま

一といふものは、もうこれからのが未来産業としてバラ色の展望があるのだみたいに思いがちですけれども、実際に工場でつくってもそれが売れていかなければならぬわけですし、それからこれから二十一世紀等を考えていつてみると、この面に過度に期待が集中されていることが果たしていいのだろうかという気が実はするわけあります。そういう意味で、特に先端技術というのは盛衰が激しいわけがありますから、この辺の知識を考えていく場合に、ぜひともっと技術開発なり先端産業の導入なり育成というものについて配慮しておく必要があるだらうと思います。

この点を指摘しておいて、私の質問を終わりたいと思います。

○登坂委員長 午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

○登坂委員長 午後零時三十五分休憩

質疑を続行いたします。岡本富夫君。

○岡本委員 出席が少なくて非常に遺憾と思うのですが、時間がありませんから質問いたします。

非常に短い時間でございますから、けさから同僚議員の質問と重複を避けていきたいと思つております。

そこで、エネルギーの需給見通しは非常に過大過ぎるのではないかということを指摘したことがあります。

私は、かつて五十二年の予算委員会で、エネルギーの需給見通しは非常に過大過ぎるのではないかということを指摘したことがありますけれども、その後、五十四年また五十七年と下方修正をしておる。さらにまた本年見直しを行つような報

1といふものは、もうこれから未来産業としてバラ色の展望があるのだみたいに思いがちですけれども、実際に工場でつくってもそれが売れていかなければならぬわけですし、それからこれから二十一世紀等を考えていつてみますと、この面に過度に期待が集中されていることが果たしていいのだろうかという気が実はするわけあります。そういう意味で、特に先端技術というのは盛衰が激しいわけでありますから、この辺の知恵は、いまは何でもシリコンバレーみたいに、あるいはIC、超LSIみたいなところに目が向きます。そこには、確かにこの点は高度の技術集積を考えていく場合に、ぜひもっと技術開発なり先端産業の導入なり育成というものについて配慮しておく必要があるだろうと思います。

この点を指摘していくて、私の質問を終わりたいと思います。

道であります。が、この経過あるいはまたこの修正について御説明をいただきたい。なぜならば、この法案を提出するに当たり、やはり産業の発展に伴い、エネルギー需要というものが必ず伴うからであります。だから、ひとつその点についてエネルギーから聞きたいと思います。

○ 豊島政府委員 エネルギーの長期見通しにつきましては、先生御指摘のように何回も改定しておられるわけでございますが、昨年五十七年四月にまとめてました長期見通しにつきましても、その前後の情勢から見まして相当環境は変わつておる。最近の情勢でござりますと、石油価格もOPECの決定によつて五ドル基準価格が下がるというようなことがございました。また、エネルギーの消費の伸びといいますか、これが従来に比べまして非常に低くなつておる。特にこの五十五年、五十六年五十七年と三カ年にわたりまして、毎年GNPはある程度の伸びを示しておるわけですけれども、マイナスになつておる。

そういうような状況もございまして、需給見通しが実際問題として、予想外の省エネあるいは代替エネ、特にエネルギー消費につきましては省エネでございますが、そういう情勢も変化があるということでございまして、またエネルギーに対する要求も非常に安定供給といいますか、セキュリティーアイーということが非常に大事だなことが叫ばれておりますが、同時に、最近では、エネルギーのコストの引き下げということを非常に強く産業界その他からも要請がございました。また先ほどおっしゃった通り、最初に行われました経済審議会の経過報告におきましても、いわゆるセキュリティーと経済性を考えた、エネルギーについてはベストミックスを考えるべきである、こういうような提案といいますか、御示唆もございます。

こういうようなことで、内外の環境も非常に変わつてきておるということで、今後、エネルギーの需給見通しを含めて政策についても総点検しろとの御指示がございまして、それに基づいて去る四月六日、総合エネルギー調査会の

基本問題懇談会を開いていただきまして、そこで審議をお願いしておるわけでございまして、今後相当時間をかけて長期的な総点検をしていきた
い、このように考えておるわけですが、一応のスケジュールとしては、八月ごろには何とかとりあえずの中間取りまとめをしたいと考えておるところでございます。

○岡本委員 五十六年、五十七年の経済成長、こ
ういうのを見ましても、五十七年に一応立てた需
給見通しが、ことしすぐにもう見直しをしなけれ
ばならぬというような、通産省の需給見通しとい
うものが甘いのではないか、現実に沿わないのでは
ないか、こういうことを私は非常に感ずるわけ
であります。

そこで、この八月ごろにもう一度見直しの答申
といいますが、審議会の結果が出るようでありま
すけれども、この審議会の結果といいましても、
これは通産省からたたき台を出して、これはどう
ですかというのを出して、それを認めるか認めな

○岡本委員 五十六年、五十七年の経済成長、こういうのを見ましても、五十七年に一応立てた需給見通しが、ことしすぐにもう見直しをしなければならぬというような、通産省の需給見通しといふものが甘いのではないか、現実に沿わないのではないか、こういうことを私は非常に感ずるわけでございます。

そこで、この八月ごろにもう一度見直しの答申といいますか、審議会の結果が出るようでありますけれども、この審議会の結果といいましても、これは通産省からたたき台を出して、これははどうですかと、そのを出して、それを認めるか認めないかが大体審議会のいままでのあり方なのです。全部通産省の意向なのです。そういうことを見ますと、五十八年にまたすぐ見直しというような甘い見通しでは非常に困ると私は思うのです。

そこでお聞きしますけれども、五十八年の見通しは、いま審議会に出しておりますそのたたき台の中でも、恐らく石油から石炭、こういう代替エネルギーの割合がやはりそう変わらないのではないか、こういうようになってくるわけですが、大体どのくらいの考え方をしておるのか。たとえば五十七年のあれは、下方修正された中でも電力に使う一般炭、この使用量が二千百三十万トン、これは五十五年の実績ですが、それが六千六百万トンというような三倍強に増加されておる。五十八年の見通しではどういうふうに考えておるのか、ひとつお聞きしたい。

○豊島政府委員 先生いまおっしゃいましたように、五十五年度の実績が一般炭は二千百三十万トン、それに対して六十五年度の見通しが六千六百万トン、これが昨年決めましたエネルギー長期見

通してございまして、この一般炭の需要につきましては、電力のほかにセメントその他一般産業にもあるわけでございます。

それで、今度つくります見通しで、六十五年ないしはそれ以降の石炭の使用量というのが一体幾らになるかというのが御質問の趣旨かと存じますが、実はこの点につきましては、今後私どもとしていろいろなファクターをもとに計算をしていくといいますか作業をしていく、こういうことになろうかと思います。

ただ、一言申し上げることは、先ほどもちょっとと申しましたように、五十五年、五十六年、五十七年と三年間にわたりまして三%以上のエネルギー全体の減がございます。そのほか、成長率も当時五%ぐらい見込んでおつたものが、大体それが以下に御承知のようになつておるわけでござります。したがつて、五十八年度を出発点といたしましての今後の見通しにつきましては、いわゆる発射台がそもそも低くなつていて、それからさらには成長率も、最近の経済審議会の経過報告でも三から四ということございまして、その辺をどう見ていくかといふこともよろうかと思ひます。いずれにいたしましても、この六千六百万トンという数字は、全体のエネルギーの伸びが落ちる中である程度低くなつていくことは避けられないと思ひます。

ただ、全体のエネルギーバランスの点から申しますと、やはり今後とも若干の時間のずれはございますが、石油依存度の低下ということは当然進んでいかなくちゃいけませんし、その中において石炭は、原子力それからLNGとともに非常に重要な役割りを果たすということで、この辺の細かい比率については若干変動はございますが、依然として重要な役割りを果たす、こういうふうに言えますと存じます。

○岡本委員 数字で挙げなかつたからあれば、依然として石油依存から石炭に変わつていくだろう、いまあなたから話があつたような状態であります。

そこで、この法律の中でも、環境保全に留意せよというようなことがあります、私は環境委員会で、実はこの石炭という固体燃料への転換に当たつて心配になるのは大気汚染だ。そこで、液体燃料の場合の基準と固体燃料の基準、この相違があるわけですが、環境庁から、窒素酸化物とばいじんについて御答弁いただきたい。

○吉崎政府委員 排出基準でござりますけれども、現行の排出基準が定められましたときには石油の利用が一般的でございまして、石炭の利用は減りつづつあります。そういうこともございまして、現行の排出基準は石油ボイラーに比べまして石炭ボイラーの方が二ないし三倍程度緩くなつております。

窒素酸化物について申し上げますと、たとえば石炭ボイラーと石油ボイラーを比べますと、石炭ボイラーの方が二ないし三倍程度緩くなつておるのでござります。また、ばいじんのお話がございましたけれども、ばいじんにつきましては昨年の五月に基準の改定をいたしまして、石炭に係る排出基準を強化いたしたところでございます。

ただ、技術上の問題等がございましてまだ石油と全く同じにはなつておりませんが、ボイラーについて申し上げますならば、改定前の石油並みに強化をしたところでござります。

○岡本委員 これは、なぜ僕が当委員会で冒頭にこの話をするとかといいますと、環境庁でこの規制をしようとする、通産省が反対するのですよ。

それでできない。これがあるから、いかに環境委員会でやりましても通産省が出てこないからうまくいかない。山中通産大臣は初代の環境庁長官なんですね。石炭燃料でボイラーから出てくる窒素酸化物と石油燃料から出てくる窒素酸化物との健康に対する被害というものは同じなんです。変わらないはない。だのに石炭の方は、いま言つたように二倍から三倍、液体燃料では一三〇ppmが石炭ボイラーでは四〇〇ppm、こういうふうなことになつておる。そして、どんどん患者が出ておる。いろいろと資料を見ますと、すでに脱硝技術あるいはこういう技術がもう開発されておる。だのに

それを使わないで、また緩目にきておる。それで結局企業からお金を取り公害補償法でどんどん出しておる。こんなことをいつまでもやつておつたのでは話にならないと私は思う。したがつてやはり基準をきちっと決めて、この基準を強化してあるわけですが、環境庁から、窒素酸化物とばいじんについて御答弁いただきたい。

○山中國務大臣 これが世間で通産省が反対して思えます。それを通産省が反対しておきなさいかどうかを一遍念を押しておきたいと思つて、最初にお聞きしたのです。いかがですか。

○山中國務大臣 私は、通産省が反対をしてその規制値についての合意が得られないという実態を把握しておりませんので、必要によつては環境庁からも聞きますが、まず通産省の中で過去にどういう経緯があつたのか、よく調べてみます。まさかそういうことはないとは思いますが、あるとすれば、やはり環境政策というものを無視した産業政策はあり得ない、私はそう思つておりますので、問題がありましたら調整いたします。

○岡本委員 吉崎さん、まあこれでひとつ安心して次、やってください。

そういうことは、もう一つ例があるのでよ。

恐らくいま出されておる法律によるところのテクノポリスをつくるにしましても、環境面に配慮せよということですから、必ずいろいろな面でアセスメントをしなければならぬと思うのです。ところが、このアセスメントがなかなか出なかつた。いまここにある委員長はよく知つておりますけれども、これは物すごい通産省の反対で困つた。ところが、このアセスメントがなかなか出なかつた。

○岡本委員 そうすると、電力を抜いたというの

は通産省の圧力ですから、これはいかがですか。

○山中國務大臣 法案をつくる過程において、各

省庁の意見調整の中でそういうことがあつたのか

もしれません。それも通産省と言われても、その

場合は確かに通産省でしょうが、しかし、そのこ

とは合意されて国会に提案されているのでありますから、合意されていないものであるならばおつ

しやつてもいいと思うのであります。

通産省としては発電所というものは対象から外れてほとん

ど公共事業ということになつたので、各省庁合意

の上、閣議を経て出されておるわけであります。

その間のやりとりというのはもう済んでしまつた

ことありますから、環境庁が承知しないといふものをやつたわけじゃないので、環境庁も最終的

うですが、通産大臣の考え方はいかがですか。

○山中國務大臣 これも世間で通産省が反対してゐる、反対していると書いてあるのですが、私はそのことは聞いてみました。しかし、現段階において反対はしていない。すなわち、そのアセス法作成の過程においては発電所等をめぐって議論をした。しかし、その手段は国会審議の場にゆだねられておるわけありますから、反対はしていないはずでありますし、現に私が参議院予算委員会で環境庁長官に、協力するところがあればしてやるからしっかりやりなさいということを言つたということによつて国会に提案をされているわけですし、したがつて、それ以上に通産省が反対をしているといつたつて、その手段は国会審議の場にゆだねられておるわけありますから、反対はしていないはずではありませんし、現に私が参議院予算委員会で環境庁長官に、協力するところがあればしてやるからしっかりやりなさいということを言つたということによつて、報道でごらんになつたとおりでありますから、それで進んでおると思います。

問題は、党の方は政審、総務会を通つて初めて国会に法案が出るわけですから、通つてきておるのですが、そちらのところが途中で何かがあつたのか。党の方を私が拘束するわけにはなかなかなりませんが、通産省ということであれば、いまや通産省が提出された法案の成立の阻止に動いているということはございませんので、御安心願いたいと思うのです。

国会に法案が出るわけですから、通つてきておるのですが、そちらのところが途中で何かがあつたのか。党の方を私が拘束するわけにはなかなかなりませんが、通産省ということであれば、いま

や通産省が提出された法案の成立の阻止に動いて

いるということはございませんので、御安心願いたいと思うのです。

○岡本委員 そうすると、電力を抜いたというの

は通産省の圧力ですから、これはいかがですか。

○山中國務大臣 法案をつくる過程において、各

省庁の意見調整の中でそういうことがあつたのか

もしれません。それも通産省と言われても、その

場合は確かに通産省でしょうが、しかし、そのこ

とは合意されて国会に提案されているのでありますから、合意されていないものであるならばおつ

しやつてもいいと思うのであります。

通産省としては発電所というものは対象から外れてほとん

ど公共事業ということになつたので、各省庁合意

の上、閣議を経て出されておるわけであります。

その間のやりとりというのはもう済んでしまつた

ことありますから、環境庁が承知しないといふものをやつたわけじゃないので、環境庁も最終的

に合意したものが出でてあるわけあります。過程の議論は確かにあつたかもしません。しかし、そのことをいまさら、あのときなぜそんな議論をしたのかといつたって、責任者はもう役所にもいないというような話でありますから、過去のこととは否定もいたしませんが、出でるものについては役所として、政府で閣議決定をして出したものに反対をしているわけではないわけでありますから、そのところはやはり仕分けをして、おしかりならおしかりを受けたいと思うのです。

○岡本委員 じゃ、こればかりやついてもいけませんので……。

次に、どうしてもこういう新産業都市のようないま話があつたようなシリコンバレーのようないい話をつくろうとする、そこには湖とかあるのは沼がある。湖沼の水質保全について環境庁の方で湖沼法を何遍も何遍も出そうとするけれども、これも通産省が反対してきてこない。これについても大臣からひとつ、そういうことは反対はしないという答弁をいただいておきたいと思うのですが、いかがですか。

○山中国務大臣 これも通産省が反対をしていて国会に出せないという話は、私も聞いております。しかし、本当にそうであるかといえば、実際はそうではないような気もします。たとえば、私は環境庁長官に、今国会に湖沼法を出すのかと個人的に聞いたのですが、今国会は見送ることにいたしましたという回答を得ておりますから、私が反対して出させないわけじゃないのです。そういう経過だけを申し上げておきます。

○岡本委員 じゃ今後、あなたも初代の環境庁長官ですから、環境庁の方で出そるとすれば、あなたもひとつ協力をなさるおつもりかどうか、これを聞きします。

○山中国務大臣 相談を受けたら受けたときに私の判断をいたしますが、まあ私が初代環境庁長官ですから、環境庁の方で出そるとすれば、あなたが公事担当大臣として費やしたエネルギーというものは大変なものがございました。し

たがつて、そのことはやはり日本の政治、行政の上に反映させていくべきものであるという私の信念は変わつております。ただし、折衝の内容等まだ聞いていないのにそれに反対をしないと言えとおっしゃるのですが、反対しているのか、意見が一致しないで議論をしているのかわかりませんので、私の姿勢を申し上げておいて、後で具体的な問題が本当に出てきましたら相談をしたいと思うのですが、私の聞いた範囲では、今国会には出さないということだったのです、じゃ今国会では提案するための議論はしないんだなということです、そのままにいたしておるだけございます。

○岡本委員 たとえば長野県の諏訪湖、あの辺も、いま言うておるテクノポリスのよくなきい先端産業といいますか、それに近いものがたくさん、まあ時計のいろいろなものとか、視察に行きますとあります。ところが、諏訪湖が年々汚れていく、汚染されていく、こういうことを見ますと、恐らくこのテクノポリスの法案をつくって、それができましても、結局そこらが非常に環境汚染されで後で困る。こういうようなことのないようになりますが、そのためには、やはり湖沼法といふものをきちっと整備をして、その上に立つて企業を誘致すると、そこでも、大臣が各官庁と共管になつた。某省庁が一口乗せろということで、この法案をつくるときには必ずいぶん苦労をなさつたそうであります。その苦労話は聞く必要はありませんが、たとえば建設省を乗せるときに、この地域指定されたところに対しての公共事業に対して優先的に補助金を出せるように配慮するという建設大臣の言質をとつたのか、ここをひとつ聞いておきたい。

○山中国務大臣 主務官庁になりました役所に全

部、テクノポリスに対し私の役所は何が貢献で

きますというようなものを持ってきてもらいまし

て、それで、なるほどこういうこととなれば——い

ま建設省のお話が出来ましたが、「一応法律には住

宅、道路ということで、当然ながら建設省がそ

こで後で混亂が起ることでなくしてむしろ

それが促進される、より完備されるというふうに

受け取つていただきたいと思います。

○岡本委員 それでは、ちょっと建設省にお聞きをしておきたいのです。

建設省は、都市計画法に基づくところの市街化調整区域の規制緩和についてはどういう見解をとつておるのか、ひとつお聞きしておきたい。

○広瀬説明員 先生御案内のとおり、このテクノ

ポリス構想が実現されてまいります過程で、開発許可という手続を経てまいる場合があろうかと存じます。その道は現在の制度の中でも開かれられておるわけでございますが、この許可権者が知事あるいは市町村長といふかこうになつてございま

す。それで、このテクノポリス構想に関しまして地

元の熟意の高まりを背景に考えますと、その許可権者であります知事あるいは市町村長といふ

が、その開発許可の運用に関しまして運用のよ

ろしきを得るということが期待されておる、こう

いうことでござります。

○岡本委員 通産省は、母都市とそれからこの地

域、これがこの構想地域になるようあります地

域、これがこの構想地域になるようあります

が、通勤圏をその母都市に求めるという考え方を持

つておるのか、それともこの地域にたくさん住

たがつて、そのことはやはり日本の政治、行政の上に反映させていくべきものであるという私の信念は変わつております。ただし、折衝の内容等まだ聞いていないのにそれに反対をしないと言えとおっしゃるのですが、反対しているのか、意見が一致しないで議論をしているのかわかりませんので、私の姿勢を申し上げておいて、後で具体的な問題が本当に出てきましたら相談をしたいと思うのですが、私の聞いた範囲では、今国会には出さないということだったので、じゃ今国会では提案するための議論はしないんだなということです、そのままにいたしておるだけございます。

○岡本委員 たとえば長野県の諏訪湖、あの辺も、いま言うておるテクノポリスのよくなきい先端産業といいますか、それに近いものがたくさん、まあ時計のいろいろなものとか、視察に行きますとあります。ところが、諏訪湖が年々汚れていく、汚染されていく、こういうことを見ますと、恐らくこのテクノポリスの法案をつくって、それができましても、結局そこらが非常に環境汚染されで後で困る。こういうようなことのないようになりますが、そのためには、やはり湖沼法といふものをきちっと整備をして、その上に立つて企業を誘致すると、そこで、大臣が各官庁と共管になつた。某省庁が一口乗せろということで、この法案をつくるときには必ずいぶん苦労をなさつたそうであります。その苦労話は聞く必要はありませんが、たとえば建設省を乗せるときに、この地域指定されたところが本当にできるのかどうか、シリコンバレーのようなものが本当にできるのかどうか、その点が私は疑問なんです。

そこで、大臣が各官庁と共管になつた。某省庁が一口乗せろということで、この法案をつくるときには必ずいぶん苦労をなさつたそうであります。そこには必ずいぶん苦労をなさつたそうであります。その後で混亂が起こることでなくしてむしろそれが促進される、より完備されるというふうに受け取つていただきたいと思います。

○岡本委員 それでは、ちょっと建設省にお聞きをしておきたいのです。

建設省は、都市計画法に基づくところの市街化調整区域の規制緩和についてはどういう見解をとつて完成させるための加勢をしてくださる役所と

いうものを選んだということでおきいまして、そこには必ずいぶん苦労をなさつたそうであります。

○山中国務大臣 それで、なるほどこういうこととなれば——い

ま建設省のお話が出来ましたが、「一応法律には住宅、道路ということで、当然ながら建設省がそ

こで後で混亂が起こることでなくしてむしろ

それが促進される、より完備されるというふうに

受け取つていただきたいと思います。

○岡本委員 それでは、ちょっと建設省にお聞きをしておきたいのです。

建設省は、都市計画法に基づくところの市街化

調整区域の規制緩和についてはどういう見解をとつておるのか、ひとつお聞きしておきたい。

○広瀬説明員 先生御案内のとおり、このテクノ

ポリス構想が実現されてまいります過程で、開発

許可という手続を経てまいる場合があろうかと存じます。その道は現在の制度の中でも開かれられておるわけでございますが、この許可権者が知事あるいは市町村長といふかこうになつてございま

す。それで、このテクノポリス構想に関しまして地

元の熟意の高まりを背景に考えますと、その許可

権者であります知事あるいは市町村長といふ

が、その開発許可の運用に関しまして運用のよ

ろしきを得るということが期待されておる、こう

いうことでござります。

○岡本委員 通産省は、母都市とそれからこの地

域、これがこの構想地域になるようあります地

域、これがこの構想地域になるようあります

が、通勤圏をその母都市に求めるという考え方を持

つておるのか、それともこの地域にたくさん住

るが責任を持つて、そしてその構想に積極的に主導

大臣として協力してもらえる役所ということでお願いをしたわけでございます。

したがつて、自治体の策定する計画の行為に係

いよいよ法律が出てまいりますと、綿菓子みみたいに非常にすばらしかつたけれども、つかんでみた

大したことがない。大したことないどころか、県に相当な負担がかかる。こういうことで背負い投げどころか、町や市とずいぶん検討をしてやつとつくり上げた構想が非常に心配な面が出てくる。こういうことで、予算も十五億ですか、大したことありませんけれども、果たして、この法案が成立いたしまして各所でいま大臣が考えておるところが本当にできるのかどうか、シリコンバレーのようなものが本当にできるのかどうか、その点が私は疑問なんです。

そこで、大臣が各官庁と共管になつた。某省庁が一口乗せろということで、この法案をつくるときには必ずいぶん苦労をなさつたそうであります。そこには必ずいぶん苦労をなさつたそうであります。その後で混亂が起こることでなくしてむしろそれが促進される、より完備されるというふうに受け取つていただきたいと思います。

○岡本委員 それでは、ちょっと建設省にお聞きをしておきたいのです。

建設省は、都市計画法に基づくところの市街化

調整区域の規制緩和についてはどういう見解をとつておるのか、ひとつお聞きしておきたい。

○広瀬説明員 先生御案内のとおり、このテクノ

ポリス構想が実現されてまいります過程で、開発

許可という手続を経てまいる場合があろうかと存じます。その道は現在の制度の中でも開かれられておるわけでございますが、この許可権者が知事あるいは市町村長といふかこうになつてございま

す。それで、このテクノポリス構想に関しまして地

元の熟意の高まりを背景に考えますと、その許可

権者であります知事あるいは市町村長といふ

が、その開発許可の運用に関しまして運用のよ

ろしきを得るということが期待されておる、こう

いうことでござります。

○岡本委員 通産省は、母都市とそれからこの地

域、これがこの構想地域になるようあります地

域、これがこの構想地域になるようあります

が、通勤圏をその母都市に求めるという考え方を持

つておるのか、それともこの地域にたくさん住

るが、それがこの構想地域になるようあります地

域、これがこの構想地域になるようあります

が、通勤圏をその母都市に求めるという考え方を持

宅を建てて、それでそこからその仕事に参画していいく、こういう考え方を持つておるのか、ひとつお聞きしておきたい。

○福原政府委員 私どもの母都市を考えておりますのは、先端技術産業を育成するためには、その付近に都市機能を有することが必要であろう、その都市機能を活用するということは一つの大きな要件であろうと考えまして、この母都市につきましてその都市の機能を期待しておるわけでござります。たとえば情報の機能であるとか金融のサービス、あるいは流通の機能、福祉、文化、行政サービス、教育機関、このようないわゆる機能が一応整つた母都市が近傍にあるということを一つの要件と考えておるわけでございます。

○岡本委員 そうしますと、住宅については別に考える。この地域に居住する、この地域に住宅をたくさんつくるということにならうと思うのですが、この住宅についての建設省の考え方をひとつお聞きしておきたい。

○広瀬説明員 テクノポリス構想が実現の段階に至りますれば、そこに多くの方が住まわれるということは当然のことでございます。その場合、当該地域の中に住まわれる場合もございましょうし、また母都市との関係で母都市に住まわれる方もあるうかと存じます。いずれにいたしましても、そこに高度技術工業が立地してそこが開発されていくという過程の中では、それに見合った十分な住宅あるいは住宅用地というものを、都市計画事業その他手法を駆使いたしまして実現していくといふ心構えでございます。

○岡本委員 同時に、今度はアクセス道路あるいは河川改修あるいは上下水道、都市公園、こういうものが住宅ができると整備されなければならぬわけありますが、補助金のかさ上げあるいは優先配分、こういうことを考えておりますか。これをひとつお聞きしておきたい。

○広瀬説明員 先生御案内のとおり、テクノポリス構想の対象地域を見てみますと、ここは全くの白地に何かをつくるということではございません

で、相当程度のインフラその他基盤ができるおそれには、先端技術産業を育成するためには、その付近に都市機能を有することが必要であろう、その都市機能を活用するということは一つの大きな要件であろうと考えまして、この母都市につきましてその都市の機能を期待しておるわけでござります。かつて、対象地域となるのであります。たとえば情報の機能であるとか金融のサービス、あるいは流通の機能、福祉、文化、行政サービス、教育機関、このようないわゆる機能が一応整つた母都市が近傍にあるということを一つの要件と考えておるわけでございます。

したがいまして、建設省といたしましては、そういう熟度等を考えまして、地方の実情等に即しまして、従来の枠内で効率的に公共事業を執行していくべきだ、こう考えておるわけでございまして、御質問にございましたような特段のかさ上げ、そういうようなものは、この法律自体の中身としては規定されてはございませんが、先生がおつしやいます趣旨が実現されるものと考えてございます。

○岡本委員 いま建設省が考えているような、もうすでに公共投資がほとんど行われておるのじゃないか、そういう余り公共投資が必要でないということになりますと、せつからこの法律をつくりますけれども、ほんどのないのではないか。あるいはまた、地方自治体がうんとお金を持ち出してやらなければならぬ。結局、地方自治体泣かせ、こういうことにならざるを得ないのではないかというこ

とを私は危惧するわけです。

したがって、せつからこの法律をつくるのであれば、やはり実効が上がるようなものにならなければいけない。法律だけはつくつたけれども何も実効がなかつた、これではお話を知らないと思うのですね。したがって、やはり補助金のかさ上げあるいは優先配分、こういうものを確約しておかなければならぬ。それでなければ、この法律を通して、結局結にいたまつちであつた、こういうふうにならざるを得ないと思うのです。だから、ひとつその点についてもう一度お聞きをしておきたい。

○広瀬説明員 先生御案内のとおり、テクノポリス構想の対象地域を見てみますと、ここは全くの白地に何かをつくるということではございません

が、候補地をずっと見てみると、比較的そのようなインフラというものは進んでいるところが多いということで、あと加勢せぬでもいいようなどころから先に指定していく、そういうふうにとられますぐあいが悪いので、私の方としては、建設省がそれに対して優先配分とか法律補助ということになりますと、財政当局との相談ができるかもしれませんからそこまではできませんので、建設省が現在持つている中での優先配分等の配慮を示してもらうということを条件として、建設大臣を主務大臣としますと、建設省が現在のところを承知したわけでありますから、答弁としては規定されてはございませんが、先生がおつしやいます趣旨が実現されるものと考えてございます。

○岡本委員 いま建設省が考えているような、もうすでに公共投資がほとんど行われておるのじゃないか、そういう余り公共投資が必要でないということになりますと、せつからこの法律をつくりますけれども、ほんどのないのではないか。あるいはまた、地方自治体がうんとお金を持ち出してやらなければならぬ。結局、地方自治体泣かせ、こういうことにならざるを得ないのではないかというこ

とを私は危惧するわけです。

私が、ある程度のインフラができているところというふうに申し上げましたのも、たとえば法律の三条の七号というところで「高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設の利用が容易であること」というようなことが要件に書かれておるわけございますが、そういうところがござりますという意味合いで申し上げたわけでござります。

当然のことながら、その他それにつなぎますいろいろな道路その他必要な施設は多々あるわけございまして、その意味で、建設省といたしましては、このテクノポリス構想というものを高く、前向きに評価いたしておりますだけに、今後これが実現に向けて効率的に行われるよう十分目を配つてしまいたい、こういうふうに存する次第でございます。

○岡本委員 空港や高速道路、そういうものが近くにある、活用できる、こういうところを構想しておるようありますけれども、それにしていくところのアクセス道路、あるいはまた、そこに工場を持ってくるとどうしても河川の改修をしな

ればならない、あるいは先ほど話しましたように、環境を保つためには下水道を、上水道もそうありますけれども、整備しなければならないこと、つまりは都市公園、住宅、こういうものがすとぐあいが悪いので、私の方としては、建設省がそれに対して優先配分とか法律補助ということになりますと、建設省が現在のところを承知したわけでありますから、答弁としては規定されてはございませんが、先生がおつしやいます趣旨が実現されるものと考えてございます。

○岡本委員 いま建設省から要望が出でるのです。これは各知事から要望が出でるのです。これをやつてもらつても、そういう優先配分がなかつたらできませんよ。だから私は最初に、通産大臣は建設大臣に優先配分するかどうかと聞いたのです。これは各知事から要望が出でるのです。これがなかつたらできませんよと、私、ずいぶん回っています。

○広瀬説明員 説明が足りませんで失礼いたしました。

私が、ある程度のインフラができているところというふうに申し上げましたのも、たとえば法律の三条の七号というところで「高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設の利用が容易であること」というようなことが要件に書かれておるわけございますが、そういうところがござりますという意味合いで申し上げたわけでござります。

当然のことながら、その他それにつなぎますいろいろな道路その他必要な施設は多々あるわけございまして、その意味で、建設省といたしましては、このテクノポリス構想というものを高く、前向きに評価いたしておられますだけに、今後これが実現に向けて効率的に行われるよう十分目を配つてしまいたい、こういうふうに存する次第でございます。

○岡本委員 空港や高速道路、そういうものが近くにある、活用できる、こういうところを構想しておるようありますけれども、それにしていくところのアクセス道路、あるいはまた、そこに工場を持ってくるとどうしても河川の改修をしな

ターハンとか六メートルくらいの道路であるとするなら、その拡幅をしてくれるとか、そういうことが建設省の私どものこの構想に加勢してもらえる点だと思つておりますので、この項目はそういうふうに立ててあっても、そのことに対して、指定された地域からの連絡道路なりあるいはそれにつなぐ高速道路なりをやつていただくことも含んでいるということを、建設省の方でぜひそういうふうに承知してもらつて参加してもらわないと、七があるから建設省の出番はないのだということにとられると大変困りますので、私どもはそういう期待感を持つて迎えているということをございます。もちろん、建設大臣もそのおつりで受けでもらつたのだということは承知いたしております。

○岡本委員 通産大臣の話を聞いていると、スムーズにいけるように聞こえる。建設省の話を聞くと、どうもそうでもないようにも聞こえる。

そこで建設省、優先配分あるいは補助のかさ上げ、そういう考え方を持つておられるのか、もう一度これは念を押しておきましょう。

○広瀬説明員 テクノポリス構想につきましては、建設省といたましても、きわめて高く、前向きに評価しておるところでございます。その場合、先生のお話にございましたように、道路を初めもあるもののインフラがらみの設備の整備が必要がございます。当然のことながら建設省といつしましては、この法律が通り、あるいはいろいろな構想が固まつてくるという過程の中で、こういう従来の制度を活用いたしまして効率的に公共事業を執行してまいりたいということでございまして、また、十分なし得るものというふうに思つておるわけでございます。

○岡本委員 どうももう一つ歯切れがよくないのです。なぜかと言いますと、この法律ができましたらやはり実現しないと、法律はできただれどもどこもできなかつたということでは、山中通産大臣、かなえの軽重を問われますよ。だから言つておるわけです。

うふうに立ててあっても、そのことに対して、指定された地域からの連絡道路なりあるいはそれにつなぐ高速道路なりをやつていただくことも含んでいるということを、建設省の方でぜひそういうふうに承知してもらつて参加してもらわないと、七があるから建設省の出番はないのだということにとられると大変困りますので、私どもはそういう期待感を持つて迎えているということをございます。もちろん、建設大臣もそのおつりで受けでもらつたのだということは承知いたしております。

次に、農林省にお聞きしますが、農林省の参考は、恐らくその地域の農地の構造改善とか、農用地転換の規制の緩和とか、農振地域の区域変更、こういうものについての協力をなさるのだと思うのですけれども、まず、構造改善局長さんがいらつしやると思うのですが、五十七年度は水田、畑地に分けてどのくらいの構造改善を全国でおやりになつたのか、ひとつお聞きをしたい。

○森実政府委員 お答え申し上げます。

構造改善をどのくらいやつたかという御下問でございますが、どういう観点から御説明したらいか、ちょっと迷つておるわけでございませんけれども、私ども、構造政策という観点からポイントになりますのは、いわば土地条件、水条件の整備という観点が一つと、中核農家を中心とした土地の利用権なり作業住宅などをやつて集積していくかと云う観点が一つと、中核農家を育成する反面、安定兼業機会をどうやって確保していくかという観点の三点から事業を進めているわけでございま

○岡本委員 いわゆるテクノポリスの建設に伴う農林水産省としての評価なり協力の問題だろう、こういうふうに理解させていただきます。

私どもは、農政上も、先ほど申し上げました視点にもありますように、これは積極的に評価すべきものだろうというふうに理解しているわけでございます。

具体的には、一つは、岡本委員、先ほど御指摘ありましたように、農振法の農用地区域の線引きの適用除外というものを定めることが必要だろうと思っております。

第二は、農地の転用基準についての特例を定めることが必要だろうと思つております。これにつきましては、われわれは農政の立場から申しますと、いわゆるテクノポリスの地域整備というのは、ある意味では農村工業の導入と同じような態勢を持つておるわけでございまして、農村工業の導入を促進法で講じましたと同一の手続、要件についての例外措置を講じたいと考えております。

それからもう一つは、関連する土地改善事業の実施でございます。これにつきましては、私ども、たとえば成田の国際空港関連事業とかあるいは高速道路の関連事業とか琵琶湖の河川改修の関連事業等と同様に、予算で他事業関連事業という費目を設けておりますので、その費目の中に計上いたしまして、現在われわれの事業はかなり予算も窮屈でございまして、新規の思い切った抑制をやつておりますし、それからもう一つは事業進度もおくれてきております。しかし、こういう他事業関連

ですか、かけておるわけですが、どうももう一つ合点がないところがあるわけですが、それはそれでおきましょ。

そこで、このテクノポリスの開発地域については、恐らく農地転用あるいはそれに見合うところが構造改善といつものが出でるだらうと思うのですが、先ほどの話とちょっと矛盾しますけれども、そういう要求があればそこは重点的におやりになるのかどうか、ちょっとお聞きしておきた

○岡本委員 恐らく、テクノポリスの地域に転用される地域で、森林地帯があると思うのです。いままで森林地帯に対して補助金を出したところがあると思うのですが、それを今度こういった宅地になりますのは、いわば土地条件、水条件の整備による工場用地、こういうところに転用する場合、大蔵省からすでに補助金は出してある、その場合はどういうふうに扱うのか、お聞きしたいと思います。

○古宮説明員 補助事業によりまして造成された森林で、しかもそれが造林後五年以内に他に転用するという場合には、一般的には、造林補助の目的というものの関係から補助金を返還していただだく、補助金返還いま先生ちょっとおつしやつたように、公共公益的な目的にダイレクトに結びつくような土地の転用という場合には、都道府県知事から農林水産大臣の方に減免についての協議があることになつております。そういう場合にはそういう措置も講じられるというような形に相なっております。

○岡本委員 その場合、行政管理庁から、補助金を出したところはその事業を推進しなければ、という勧告が出ておるはずです。これと少し矛盾するように思うのですが、その点はどういうようになります。

○古宮説明員 この補助金につきましては、いわゆる補助金の適化法に基づきまして、補助金を返還する必要のある場合というものを規定しているわけです。

造林の事業について見ますと、先ほど申し上げましたように、造林後五ヵ年以内に他に転用するという場合には補助金の返還をしていただきますというのが大原則でございます。ただし、公共公

益的な目的でやむを得ずそれを他に転用するという場合につきまして、都道府県知事がそれを相当と認めた場合、農林水産大臣に協議をいたしまして減免の措置を講ずることができるということになつておるわけでござります。

○岡本委員 時間がなくなつてしまつて、まだ質問してないのは国土庁だけ、国土庁にやつてみると時間がないですな。

○川俣政府委員 御案内のとおり、三全総では定住構想の推進というものを柱として計画ができるわけでございますが、この定住構想の実現の場といったまして、モデル定住圏づくりをやっております。

現在、四十四の地区について定住開拓がきておりまして、それぞれの地域では、地元の皆さん方の地域行動計画を含む地域の特性を生かした計画づくりが行われ、それに基づいて特別事業その他事業が着々と進められておる段階であります。○岡本委員 兵庫県の北の方で豊岡を中心にして定住構築ができただけれども、何にもできないでいる。要するに各省の網張りがあつてできないのですよ。いまうまい答弁しましたけれども、何にもできない。国土庁がこの法案に口出して、これ何がメリットがあるのか。口は出すけど金は出さぬ、じゃ話にならぬ、こういうふうに私は申し上げたいと思うのですが、もう時間がありませんから……。

そこで最後に、通産大臣、私はこの法律を見まして、ずいぶん後退した、絵にかいだもちに近いよう思うのですが、本当に真剣に「二十一世紀に向かつてこういうものが実現できるよう努力すること」が大事だと思うのです。各関係省庁とも協議しなければいかぬと思いますけれども、何と申しましてもやはり通産者が音頭をとつて、そして各自治体が協力できるような特段のお力をひとつ

○山中國務大臣 各方面から分析されての御指摘が數々ございましたし、それらの点は、これから私がよく留意しながら計画作成、承認に持ち込まなければならぬ点の数々でございましたので、それらの点を念頭に置きながら、やはり法律をつけて国会の御審議を煩わしました以上、それに感というものが非常に高い、それに対して紙にかいたものにすぎなかつた、画餅であつたと言われることのないよう、実際の実行を、ことしはまだその段階ではございませんが、来年度予算あたりから、各省庁協調しながら、地区をしほりつづり一つ一つ具体化していくつもりでございます。

○岡本委員長 理事会で協議します。

○中野寛成君。
○中野寛成君 先ほど来たびたび触れられておりますが、最初に描いた構想が大変大きくて、そしてふたを開いてみたら、いぶん中身が小さくなつて、何か雲かかすみみたいで、その正体を今後はもう少し質疑時間をもらえるようにやつてもらわぬと話にならぬと思うのですが、これで終わります。

○岡本委員 自治省の関係ももつと詰めておきたいと思ったのですが、時間がありませんから……。今後はもう少し質疑時間を持たせるようにやつてもらわぬと話にならぬと思うのですが、これで終ります。

○岡本委員長 理事会で協議します。

○中野寛成君。
○中野寛成君 先ほど来たびたび触れられておりましたが、最初に描いた構想が大変大きくて、そういうのは常に前向きにこらしていかなければなりません、こういうふうに思うわけであります。そういう意味で、われわれとしても、当初われわれが、そしてまた自治体が描いた絵と違つたものであつても、これが前向きであれば評価をしていきたい、このようにも思います。

○岡本委員長 理事会で協議します。

○中野寛成君。
○中野寛成君 先ほど来たびたび触れられておりましたが、最初に描いた構想が大変大きくて、そういうのは常に前向きにこらしていかなければなりません、こういうふうに思うわけであります。そして、この構想が、本当に実現するには、何よりも、まず、各省政府、調整をするのは本当に大変だつたいたい。

たろう。私は、その経過について、これを掘り下げて意地悪をしようなどとも思いません。むしろ、ここまでよくまとめられた。このまとめるところに参加された方々は、文字どおりテクノポリスができたときに派遣をされるとすばらしい成績を上げるのはなかろうか。震が関イコールテクノポリスではないかときえ私は思います。ただ問題は、震が関と同じように、すばらしい頭脳集団がその力を發揮するけれども生産効率は低かつたというテクノポリスになつてもらつては困るわけです。そういう意味で、本当にその構想、規模は小さくとも成果が上がるようになつてもらつては困るわけですが、かなりしほせて努力をしていく、このことが必要ではないだらうか、こう思います。

そういうことで、大小合わせて若干の質問を行いたいと思います。

まず、従来の地域開発法と違う特徴は何であるか、こういうことなんですか。規模が大きければ大きい、構想が大きければ、当初構想したとおりであれば、これはすばらしいなと、いうことで、その波及効果も大きいと思うのですが、かなりしほんだ感じがするものですから、しばらくすればくるほど、従来の地域開発法との違いはどこにあるんだ、たとえば工業再配置法との関係や調整はどうなるんだ、今まででも運用さえきちっとやればやつていかれたじゃないかというふうなことになつてくると思うのですが、この辺の違いといいますか、それについてどうお考えでしょうか。

○山中國務大臣 まず、岡本さんの最後の、これからは審議時間をたっぷりとつやらせろといふ御意見については、私が冒頭におわびいたしましたように、国会に提案をいたします時期が大変遅れましたといったことで、おわびを申し上げました。そのことでお許しを願いたいと思います。

ただいまの工業再配置等、既存の似たような法律、農村地域工業導入促進法とかいろいろござります。通産省の場合でも、いま言つたような法律との関係はどうあるべきかという問題は、地域の問題としてとらえるよりも、私の場合は質の問題

冒頭に私、臨海型立地産業から、臨空型といふ表現にいたしましたでしようか、内陸型といううございまして、そこに集積されるものは、今までの通常の製造加工業というものと違いますて、時代の先端を行く、そしてこれから未来の技術というものを中心とした特殊な先端産業といふようなものが中核となつて、そこにローカルといふほども高い地域的な浮揚ができる、そしてそれが周辺に拡散をされることにより、そこにテクノ・ボリスというべきものが形成されていく、しかもそれが技術の先端をいくものから生じた産業である。

そういうことでござりますから、一部地域の重複等が仮にあつたにしても、質の問題の追求、臨海から臨空へというそういう質の問題を考えていますので、おつしやるよう、法案そのものも若干しほんだ風船みたいだぞと言われますと、私もまた反省する点がござりますし、本当にやる気なら今度提案しないで、もう一年財政当局等とももつと具体的に詰めてやるべきだったのかもしけないと、いう反省もいたします。しかし、これもまた一方でテクノ・ボリスに対する地方の期待は地域によって大変高いものがございますから、一応はこの姿で発足をして、そしてその間に、試行錯誤もございましょうが、私は失うところよりがプラスするとしても、質の問題ということをとらえればむしろ慎重に、最初は数の少ない試験地区みたいなもので最も効果の發揮できるようなところを重点的にやっていきながら、じっくりとその間にもつと改良すべきところ、改善すべきところ、そういううつのを知恵を出し合つて、少なくともこの方向は、日本のローカル経済の質を高め、先端への道を開くということにおいて意義のあるものと受け取つてよろしいのでござります。

もおつしやいました。また、この法案が検討されるに至った最初は、アメリカのシリコンバレーみたいなものを想定された方もいらっしゃったようです。しかし、シリコンバレーというのは一つしかないわけで、十九ヵ所もこれをつくつてどうだ。むしろ大臣のいまの御答弁だと、十九ヵ所から、まあしばらのかどうかはまた別にいたしまして、十九ヵ所も争がつていて。十九ヵ所の地域が期待をしているということも事実です。ということは、もうすでに勢力が分散されちゃっているということが言えると思います。なぜそうなったかの理由は、決して政府だけじゃなくて自治体の熱意もあるかもしれませんし、そしてまた、テクノポリスの議員連盟があるそうですが、そういうところの圧力もあるかもしれません。議会も同じ責任があるかもしれません。

たまたま私は該当地域の出身ではございませんから、余りそのことに触れますと、あのやうう、と言わてもいけませんからそれは避けますけれども、しかしながら、何か焦点までぼけてしまつて、シリコンバレーじゃなくてノーコンバレーじゃないか、巨人の江川投手みたいに——あればど

力はないわ、コントロールもないわ、それでストライクがなかなか入らない。通産省の方でストライクゾーンはしほつて、なかなか当たらない、この出た結果がそうなりはしないかといふことを私は心配するのです。どうですか、その辺について。焦点をしほるならむしろしほる、目的をしほるならしほる、それで本当に間違いのない効果を上げていく、そういうことも本当は必要なんぢやないですか。

○山中國務大臣 大変大切な御注意だと思いますが、繰り返し申しましたように、国が何のインセンティブも与えないのに、気がついてみたらローカルの空港の周辺に先端産業が出ていつている。不思議な現象として見ていたものを、これを地域の経済の浮揚、しかも臨海型の構造不況業種みたいな轍を一方踏んでいるわけありますから、そちらの方にも目を配りつつ、ここに新しい日本の

産業の芽生えの糸口にならないかということです。しかしながら、シリコンバレーといふのはまだあります。しかし、シリコンバレーといふのは一つしかあるわけで、十九ヵ所もこれをつくつてどうだ。むしろ大臣のいまの御答弁だと、十九ヵ所から、まあしばらのかどうかはまた別にいたしまして、十九ヵ所も争がつていて。十九ヵ所の地域が期待をしているということも事実です。ということは、もうすでに勢力が分散されちゃっているということが言えると思います。なぜそうなったか

の理由は、決して政府だけじゃなくて自治体の熱

意もあるかもしれませんし、そしてまた、テクノ

ポリスの議員連盟があるそうですが、そういう

ところの圧力もあるかもしれません。議会も同じ責

任があるかもしれません。

議会も同じ責任があるかもしれません。

たまたま私は該当地域の出身ではございませんから、余りそのことに触れますと、あのやうう、と言わてもいけませんからそれは避けますけれども、しかしながら、何か焦点までぼけてしまつて、シリコンバレーじゃなくてノーコンバレーじゃないか、巨人の江川投手みたいに——あればど

力はないわ、コントロールもないわ、それでストライクがなかなか入らない。通産省の方でストライクゾーンはしほつて、なかなか当た

らない、この出た結果がそうなりはしないかといふことを私は心配するのです。どうですか、その

辺について。焦点をしほるならむしろしほる、目的をしほるならしほる、それで本当に間違いのない効果を上げていく、そういうことも本当は必要なんぢやないですか。

○山中國務大臣 大変大切な御注意だと思いますが、繰り返し申しましたように、国が何のインセンティブも与えないのに、気がついてみたらローカルの空港の周辺に先端産業が出ていつている。不思議な現象として見ていたものを、これを地域の経済の浮揚、しかも臨海型の構造不況業種みたいな轍を一方踏んでいるわけありますから、そちらの方にも目を配りつつ、ここに新しい日本の

漁業補償を漁業者がもらつて、それを分けたり使つたりすることなしにみんなで相談をして、ある小さい会社をつくつたんですね。ところがその会社は、もちろん農業に従事していた人々ですから純朴な方々だし、そのうちにその近くに先端産業がぽつぽつ来始めで、アメリカ系の企業までやつてくるようになつて、そこで今度は中央の企業の方から、その漁業者の補償金によつてつくられた会社の勤勉さ、朴訥さ、素朴さ、いろいろなものがありましようが、そこに目をつけて、その地元の漁業補償によつてつくられた会社に御加勢申し上げるという形から、いまやりつけな近代先端産業の一角を担う工場ができるようになつたとしているのです。こういうものは見習うべき、手本にすべきものだと私は思つてゐる。

相顧わくば、それと形は違つても、その地域のいろいろなものに浸透している、特産物に浸透していくつたり、地域の持つてゐる技術なり何なりとドッキングして高い技術になつていつたり、いろいろな分野との結合が各地域ごとに違うと思うのです。ですから、その地域ごとの目的を定めていた

だいて、そのターゲットに向かつてテクノポリスという形をつくり上げていつてもういうことで、一律に同じようなものをばらまくという考え方

はもともと持つておられません。そのようなことにならぬよう、一つ一つが特色のある、持ち味のある、地域色を持つた、しかもレベルは非常に高いレベルのものであるというようなものに

計画そのものから念を入れて見ていただきたいと考えます。

○中野(寛)委員 その場合、現段階では、先端技術産業というのは大体三大都市圏に集中している

わけですね。それが、いま大臣御答弁になられた

ような傾向もある。それを見ながら、それをより一層促していくために、または地方に誘致をするために、こういふ法律、制度をつくつて、大臣のお言葉で言えば、加勢をしよう、こういうことなのかもしれません。確かに、民間の活力導入と

いう意味ではすばらしいですよ。

しかし、今までのやり方と違つて、國がお金を持っていていろいろのものをつくつてといふことは違うわけですね。そうすると、やはり企

業がメリットがあるとして魅力を感じなければそこへ張りついでくれない、そしてもちろん人も行つてくれない。すばらしい頭脳を持った人たちも、そういうところへと幾ら言われても、敬遠す

るということになりはしないのか。自治体の努力によつて立地の供給ができるようになつたとしても本当に需要はあるのかしら、私はそのことを大

変心配するのです。

いままでの工業再配置法等々に基づいて、いろいろなものができました。しかし、空き地があつてベンベン草が生えているという実態を私たち

幾つも見ています。似たようなことが起こらないかしら。しかも、それが一ヵ所なり二ヵ所に集中されています。それでもみんなでやれるでしょう。しかし、恐らくいまのお考えは、十九ヵ所の候補地から幾つかにしほろうという考

えではないと私は思います。場合によつては十九ヵ所以外にも、これに魅力を感じてやろうという

ところがあれば、といふ桿さえも持つてゐるわけですね。だから、どのくらいの数が適正なのか、そ

してそれにちゃんとした需要が伴うのか。また各企業は、設備投資等々の計画はすでに終わつてい

るのではないか。それを、新たにこういうものができるからといって新たな計画を立て、企業が行つてくれるから、こういう心配をするので

計画そのものから念を入れて見ていただきたいと考えます。

○中野(寛)委員 その場合、現段階では、先端技

術産業

といふのは

大体

三大

都市

圏に

集中

して

いる

わけ

ですね。それが、いま大臣御答弁になられた

ような

傾向

も

ある

と

いふ

の

よ

う

こと

になつてしまいかねません。そのことは、

よほど十分な計算と対策を講じておかなければ

大

変

な

こと

になつ

てしま

い

かね

ま

せん

。

そ

の

こ

と

は

む

で

す。

そ

の

こ

と

は

む

間も話ができない限りは、その設計書が書けないのだろうと思うのですね。ですから、そういうものが、進出企業の先端技術等が地域に向かって、あるいは大学の工科系を経て、それが受け皿となつて新しい芽を吹いていく、それが過去に考えられなかつたようなものを生んでいくということを私たちとしては望んでいるわけございます。ですから、それが結局は、あけてみたら企業も協力せず、地域も受け皿を受ける能力がなく、あるいは開放してみても、その与えられた技術が何かわからないというようなことであつてはいけない。

そして、われわれが目指すのは、二〇〇〇年代と/orものに向かって日本の産業がいやおうなしに変貌していかなければならなくなる。かといつて、日本はいすれにしても資源はない国であることに変わりはない。わが国家、民族はいかに生きていいくべきか、立っていくべきか。そこらのところで、これが未来へのかすかな一筋の光を点するものになりはしないか、そういう大それた考え方も希望としては持つていて、ございますから、ぜひ賛成していただきたい、まあ賛否は御自由でございますが、成立させていただきたい、これがいい方向に踏み出すことができますようにお願いをしたいと思うのです。

○中野(寛)委員 大臣の御答弁をさつきからお聞きしていまして、私は本当に前向きなんですよ。ただ、最初の私の質問に対しても大臣は、これは質の問題としてとらまえていただきたいとおつしやつた。そして、いまお答えになつた御答弁も、ひとつこれは長い目で見ていただきたい、思わぬ効果を發揮するかもしれないよみたいなことで、一つ一つの御答弁が私が聞いている限り、大変抽象的なんですよ。夢を描くのはいい。私は、これは一つの夢から出てきた法律だと思っていれる。しかし、夢を描くには、夢であるだけに、具体的なメリットというものがその関係者に与えら

れますから、それが結局は、あけてみたら企業も協力せざり、地域も受け皿を受ける能力がなく、あるいは開放してみても、その与えられた技術が何かわからないというようなことであつてはいけない。

そこで、大学なんというものが中に入つてくることになるわけですが、やはり少し長い目で見てもらひますから、それが結果としてはいけない。

そこで、大学なんというものが中に入つてくることになるわけですが、やはり少し長い目で見てもらひますから、それが結果としてはいけない。

それには、しかるべき御答弁では、私がここでそのまま聞きのがしてしまつて、どうぞどうぞと言つてみたつて、現実には企業が本当にそれで対応するかどうかなんですよ。それがなければいけないわけでしょう。メリットは何なのだ、魅力を何があるのだ、これをもう少し明確に答えていただけませんか。

○山中國務大臣 あんまり具体的な個所名を挙げることは、ではほかのところはどうだと一々答弁させられるおそれがあるので、あるところと申します。あるところに空港ができた。私が偶然そこに行かなければならなかつた。ふだん余り行かないところなんですが、とんでもないところに空港をつくつて、一体知事はどうしたんだろうと私は思つたのですね。ということは、県都に行くにも、あるいはその近くにある有名な観光地に行くにも、もきわめて遠い。それ以上具体的に言うとちょっと場所がわかつてしまいますが、しかしそれは、思つたのですね。ということは、県都に行くにも、そこですから、企業の皆さんも十分地域に溶け込むだけのものは持つていらつしやるようになりますし、これは一つ一つの企業は違うかもしれません、先ほど外國系の企業が来たと言つたのも、そこで、漁業補償をもらつた人たちが漁業者の会社をつくつたというユニークな、余り聞いたことがない美しい行為が結実したといふことです。そういう美しさが結実したという場所もそこなんですね。私は、そういうものが全国の適地に生まれていけば、これは成功するのではないかと思うのです。

抽象論に近いことを言つていますのは、何しろほぼ候補地が決まつてゐるものですから、具体的なことを余り言いますと、ははあ、あそこのことをいま大臣はしゃべつてゐるのだな、するとあそこはパズだ、こういうことになりかねないものですから、大変用心深い発言をしておりますので、そこのところは少し点数を甘くつけながら答弁を聞いていただきたいと思います。

○中野(寛)委員 具体的な地域的な特色についてまで、私は答弁をいま求めてゐるのではないのです。いま大臣の御答弁だけで、これまた何か言葉じりをとらまえるような言い方をすれば、そんなにすでにできているならないじやないか、何も法律は要らないじやないかということになりませんか。それをより一層計画的に推進したいというこ

れなければならない。そうでしょう。自治体に対しても、そして企業に対しても、そして将来そこで働くことを目指す青年にとつても、具体的なもので働くことよりも、具体的なもので働くことがあれらが与えられなければそれをやろうとは思わない。いまおつしやられた、たとえば知事なり自治体なり開発許可なり何なりの許可をもらつてやる、開発許可をしたその企業に対して知事が頼んで、にべもなくノートと答えるところはないであろう。というのは、それは大臣のお考えが甘いのか、私に對する答弁はその程度でないとお考えなのかどうかわからぬが、しかいまの御答弁では、私がここでそのまま聞きのがしてしまつて、どうぞどうぞと言つてみたつて、現実には企業が本当にそれで対応するかどうかなんですよ。それがなければいけないわけでしょう。メリットは何なのだ、魅力を何があるのだ、これをもう少し明確に答えていただけませんか。

○山中國務大臣 国の主導権というのを、財政を通ずる援助、税制等の援助ということをひつくるもののが当然なければならない、それは何なんですかと聞いておるわけです。

そういうところを指定していくということになると、なるほどこのような形に結果としては新しい芽が吹いたのかということがありますね。だから別として、そういうことで私自身が目で見て、なるほどこのような形に結果としては新しい芽が吹いたのかというようなものが現実にあるわ

けであります。

そこで取得できて、しかも空気その他もきれいですか。お金を出す、補助金出すというなら、これも一つの誘導剤ですよ。何がこの法律の特色とし

てあるのですか。しかも、新しい法律をつくるの

ですから、工業再配置法の援助とはまた違つた

ものが当然なければならない、それは何なんですかと聞いておるわけです。

○山中國務大臣 国の主導権というのを、財政を通ずる援助、税制等の援助ということをひつくるもののが当然なければならない、それは何なんですかと聞いておるわけです。

そこで、そのような青写真のものとこのような目的に向かって自分の地区は進んでいきたいというものが、それぞれ違つていて思

うのです。そういう条件が幾つかある、それをひつくる

ために都道府県の段階で、このような青写真のものとこのような目的に向かって自分の地区は進んでいきたいというものが、それぞれ違つていて思

うのです。そういうものを見て、その地域が適格であるということを認めていくということでおさ

めにこのままの青写真のものとこのような目的に向かって自分の地区は進んでいきたいというものが、それぞれ違つていて思

うのです。そういう条件が幾つかある、それをひつくる

ために都道府県の段階で、このような青写真のものとこのような目的に向かって自分の地区は進んでいきたいというものが、それぞれ違つていて思

うのです。そういう条件が幾つかある、それをひつくる

ために都道府県の段階で、こののような青写真のものとこのような目的に向かって自分の地区は進んでいきたいというものが、それぞれ違つていて思

うのです。そういう条件が幾つかある、それをひつくる

ために都道府県の段階で、このような青写真のものとこのような目的に向かって自分の地区は進んでいきたいというものが、それぞれ違つていて思

うのです。そういう条件が幾つかある、それをひ

○中野(寛)委員 さつきからちょっと空回りしてい
るのですけれども、ここが適當だと認めるならば計
画をつくって提出しなさい、認可しましよう、各
省庁も協力してくれますからどんどん進めなさ
い、それだけ聞いてだれが進めますか。認可しま
しょう、認可する限りはこういうメリットがある
のですよ、各省庁協力します、各省庁はどういう
協力をするのですというものがないと、なるほど
これをやつたら得だというふうには思わないのじ
やないですか。だから抽象的ではないかと申し上
げているのですよ。しかし、これは空回りしてい
てもしようがないので、幾つかそれについて具体
的なことを聞きます。

たとえば税制等の措置がこの中へ入っています
ね。これも一つのメリットだと思います。しかし、
何かこの中で見ている限りは、先ほど来申し上げ
ている工業再配置法に対する税制上の措置と余り
変わらぬような気がするのですね。

それからもう一つ、たとえば当初案には、事業
所税や不動産取得税等の対策も入っていたと私は
聞いているのですが、外れていますね。固定資産
税等の減免についての措置は、地方がそれをやつ
た場合にはそれだけ国の方も見ましよう、たとえ
ば地方交付税等についての配慮もいたしましょ
う、こういうことですね。果たしてそれだけでいい
のか。

この問題については、二つの問題があると思いま
す。この事業所税や不動産取得税等の対策は削
られた、なぜ削られたか。恐らく、これは地方財
政対策の問題があつたのであろう想像はいたし
ませんが、このこともお聞きしたいと思います。

(委員長退席、原田(昇)委員長代理着席)

そこでお聞きしますが、こういうものの税制上
の問題としては地方自治体は納得するのでしょうか
か。魅力として感じるでしょうか。現在適用され
ようとしているこの法案に盛り込まれた地方税の
減免が地方財政に与える中長期の影響をどう計算
しておられますか。これは自治省になるかもしれない

これについては、現在まだその候補地とされるところについては、それほど固定資産税等の上がる土地ではないかもしません。ゆえに、減免したからといって地方財源が大幅に減るということはないかもしれません。極端に言えば、開発されることによって入るであろう固定資産税等が、しばらく入らないということだけかもしません。しかし、何年間かの年数を切つての減免でしようから、将来は大幅に入つてくることになつて、その地方の自治体の財源も潤うという計算をしていくとすれば、それはそれで結構です。そういう中長期にわたる計算をどのようになさつたかをお聞きしたいと思います。

○山中國務大臣 不動産取得税は、私自身が別段折衝をしておりたわけではございません。不動産取得税というのは、取得のときにその外的なものに対しても一回限り課税されるものでござりますから、この不動産取得税の免除というのは、よほどの国策的なものに貢献するものでないと税の性格としてむずかしいということをございまして、私自身がこれを入れるという折衝を実はしておらないのもそこに理由があるわけでございます。

さて、現在決められておるだけのことです。どうなるだろかということありますから、実はそれは指定をしてほしい、私たちにはやりたいのだ、それに対して私たちが受けるわけでありますから、もちろん地方自治体そのものも、いまおっしゃったように、不均一課税をしてもその分は自治省が交付税でめんどうを見てくれるといふようなことがしてありますから、その点は安心して企業誘致の条件に市町村はされるだろと思うのですね。それらのことと、余りインセンティブがない。

国の援助も、「必要な施設の整備に努め」「開発計画の実施に必要な事業を行う者等に対する技術的な助言、指導その他の援助の実施に努める」という、いわば訓示規定みたいなものになつておるところも、確かにある意味で物足りなさがあるのかもしれません、地方の方は、そういうものがなければ私たちやはりませんという態勢ではなく

て、われわれはやりたいことういう青写真も持つておる、それに対しても國の方がそれを公的に認知して、そしてメガロポリスとしての地位を与えてもらえば、建設省初めその他各省の協力もあつてそれがりっぱに整備される。したがつて、自分たちのところはこんな田舎と思っていたところが、実は先端産業の水準を持つ新しい産業体制に地域が生まれ変わっていく。その核となるものは、すでに進出しておる先端工業技術である、高度技術を持つ工業である。したがつて、大学等もやや長期という意味はそちらであります、知能もそこで準備のできる体制、地元で人材も送り込んでいく必要があります。そういうような意味では、やや長い目と申したのは大学に関連してそう申し上げたので、もうすでにそういうことで一つの効果といいますか、物をつくり上げている場所もあるいはあります。ですから、こういうものを法律できちんとしてあげれば、これでもうずいぶんメリットは与えてあるわけですから、それはあるのですね。ですから、こういうものを法律で自治体がそれでよろしいと思えばその線に乗つてきますし、こんなものじゃ自分は乗れないと思うところは、手を挙げていても手をおろすだろうと私は思うのですね。

ですから、さしあたり、そのようなすでにある意欲とある計画、そういうものの達成を助けてあげるという法律でござりますから、ほかの法律とちょっと形が違う。異様にお考えになる点は私もよくわかりますが、まずはこういうことでもつて出発をさせてあげようということがこの法律のねらいである、そういうふうにお受け取り願いたいと思います。

○鶴岡説明員　お答え申し上げます。

今回の法律の第八条の関係、不均一課税の關係でございますが、基本的にまず原則といいますか、地方税法の第六条の二項といふところでは、いろいろな地方公共団体が当該地方公共団体の独自の施策として、一定の公益上の必要性がありまして、幾つかの税目について、条例に基づいて減免をするということはいつでもできるわけござ

いろいろな地域立法において、ある一定の施策として、これは国策として見て、それがある程度不均一課税なり課税免除をするのが国の立場から見て望ましいかどうかというのがあります一つ、こういう法律を書くときの判断の基準になります。それからもう一点は、その上になおかつ、三千三百あります地方公共団体の共通の財源を特定の団体が減免する場合に、それを補てんだけの納得が他の地方団体から見て得られるかどうかというのが、私どもがこういう地域立法に当たって税の不均一課税なり課税免除を法律に書き、なおそれを交付税で補てんするかどうかの判断をする場合に常に検討してきている問題でございます。

今回の場合におきまして、そういうような点で、私ども、この法律につきまして十分必要性は感じておりますし、自治省としてもいろいろな面で検討しておりますのでございまして、まず、いままでも討論がされておるようございますが、従来の地域開発立法とやはり若干違うのではないかだろうか。一つは、ある程度すでに進んできているところ、ある程度の高度技術が入ってい るようなところ、そこを核にしてやつていくといふことで、従来の非常に開発がおくれているところにやるというようなものの减免なり不均一課税と、ちょっと違うではないだろうかという点も私どもは考えまして、そういう点やいろいろな新産や工特とか、そういう従来の地域立法やつていたものとのバランスから見ると、やはり固定資産税がふさわしいのではないだろうか。その場合も、この法案が求めているものは、やはり高度な工業技術の集積を図ろうという点であるとする、償却資産に着目するのがいいのではないだろ うか。そういうことであれば、いま地方財政は非常に苦しい中でございますが、そういうものに

着目してやる、その結果は単にその地域だけではなくて、長い目で見れば地方税源全体の充実になるということで、一定期間に限って普通交付税でそれを穴埋めするということも、他の地方団体からの納得も得られるのではないか、そういうことで今回お出ししているような法案で、私どもとしてはこういう案がベストではないだろうかということで、最終的にこういう案を通産省との間でまとめさせていただいたわけでござります。

○中野(寛)委員 この地方交付税の算定基準等の中で操作をするわけですね。そうすると、トータルとして見れば結局地方財源の中で調整をするわけですね。そうすると、これは国のかどころは痛まないわけですね。

確かに、長い目で見ればその地域は税収がふえる。税収がふえるということになれば、別の意味でトータルとして地方財源がふえるわけですから、それは確かにメリットです。しかし、そこに至るまでは他の地方自治体は、言うならばその枠の中で協力させられるということですね。先ほど申し上げたように、そのままほつておけばそれほど上がらないものを減免するんだから、ほかのところまで迷惑をかけるんじゃないんだ、結局いま入っているものを削るのではないというふうに割り切ってしまうのならば、それはそれで一つの見方であります。

しかし、こういうことについては他の自治体は、言ふならば、あれがなければ本来こっちにも幾らかでもまだ分け前が多かったかもしれないのに、そういうところに減免措置または不均一課税が行われるために全体が削られてしまつたという印象を持つと、これは本当にマイナスですね。こういうことについて、一定期限は切るでしょう。切らなければいけないと思いません。どのくらいの期限を考えるのか、他の自治体への十分な説明というのはなされているのか、こういう問題が存在するから、やはり自治省としては慎重に考えざるを得なかつたのではないか、この辺のこと

ついてもう一点お聞きしたいと思います。

〔原田(昇)委員長代理退席、委員長着席〕

○鶴岡説明員 法律で予定しております補てんの期間は、三年間を考えております。

いま先生がおっしゃいましたような点が、私たちがこの法案を検討するに当たりまして一つ留意した点でございまして、この法案のいろいろな趣旨から言つて、ある特定の地域にこういうことができる結果は、確かに広い目で見て地方税源の全体としての充実に長期的には寄与するであろう、そういう点では他の地方公共団体も納得がいだけるのだろうというふうに考えております。

○中野(寛)委員 さてもう一つ、この法案は予算関連法案とはされてないわけですね。いわゆる米印の法ではないわけですね。しかしながら、これは全く予算なしでもできませんね。当然、この法案関連の予算というものは五十八年度予算にも組まれているわけですね。だから結局、先般成立した五十八年度予算はこの法案が成立することを前提として組まれたものだというふうに考えていいのですか。それとも、この法案提出が、確かに大臣がおっしゃったようにおくれましたが、もしこれがそのまま見送られてしまつたらどうなるつたのでしようか。その関連はいかがですか。

○山中國務大臣 これは、テクノポリス法案といふものを法律にするかあるいはまた通達でやるか等について最終的決断をする前に予算折衝は終えなければならなかつたのです。ですから、いずれの手段をとるにしても、その手がかりとしてどうしても必要なもの、たとえば企業そのものではありませんが、企業が出資をしてつくる民法法人等についての損金算入、こういうものなどは税が詰まる十二月にはもう決めておきませんと間に合わないと開発指針等ができる。それで地域の指定、開発計画の承認というふうに進んでいくわけでありますが、この時間的プログラムはどのようにお考えなんでしょうか。

あわせて、そのようなものを進める段階でもう一つ私たちが一番気がかりなのは、やはり地価対策の問題なんですね。あの日本列島改造論が出たときに、地価対策があれにきちっと包含をされてゐるテクノポリス構想の推進の第一歩はできる。しかし、法案にするかどうか決めたのは最近のことでありますから、それは法律があつたからとつたばかりに、あれは多くの批判を受けたのも事実

折衝の仕方その他もあつたのかもしませんが、その時点よりずれがあつたということで、この法案が最高至上のものということは私も考えておりませんが、法案の持つ特色にこだえるための第一歩としての予算措置、交付金、税対策その他は

応準備しておくことができた。全くの過渡期で、いま芽を出そうとしているところであるというふうにお受け取りいただきたいと思います。

○中野(寛)委員 そうすると、この法案が成立した場合には、来年度予算は当然それに基づいた予算措置というものが講じられるわけですね。そして、そのことについての大蔵省等々との、大蔵省でなくともいいですが、政府内の意見は統一されているわけですね。

○山中國務大臣 当然ながら、五十九年度予算についてはテクノポリス法というものに基づいて要求すべきものはきちっと要求しなければなりませんし、その前に逐次指定していくわけがありますけれども、その指定されるであろう個所、指定された個所となつておるところがあるかもしれません、それについては各省府のそれに対応する

協力というものがすでに枠組みで入つてあるわけではありませんから、その分に対する予算の手当ては、当然ながら五十九年度予算では成立した法律でありますから、その分に対する予算の手当てを受けてその予算が組まれるものである、またそのような要求の姿勢をとるということございま

す。

○中野(寛)委員 次に、この法律が成立をいたしましたと開発指針等ができる。それで地域の指定、開発計画の承認というふうに進んでいくわけでありますが、この時間的プログラムはどのようにお考えなんでしょうか。

○中村説明員 私ども国土庁では、國土利用計画法を所管しておりまして、常時、土地取引の規制の適確な運用を図るために各都道府県でいろいろ地価の動向調査を行つております。その動向調査では、都道府県が一定の地域につきまして、市町村の協力を得まして土地取引件数の増減などの土地取引の動向、それから地価の動向等につきまして定期的に調査を行つております。

それで、この今回の開発地区につきましては、五十八年度予算におきまして、私ども、この調査の対象地域の中に加える方向で所要の予算の増額を行つております。こういった措置によりまして、この開発地区、まあ候補地と申しましようか、

そういう地区につきましても、土地の取引動向につきまして十分監視を行つてまいりたいと思つております。

○中野(寛)委員 いまおっしゃられた監視をする、または自治体とともに地価抑制に気をつけ、いいことですが、いままでそういう方向でやつて、いつも失敗しているんですね。現在いろいろな物価が、そして地価がある程度高騰することを避けられていますが、これは現在の一つの経済状況の中でこういう現象が出ているのですね。新しい計画が立てられて、そして新しい夢が描かれて、そしてそこに何か事業が行われる。いまこういう状態でしよう。ある程度お金はあるのですよね。そうすると、地価を上げるためにそこへわざと集中するということは、いまだからなおさら警戒しなければいけない、そういう時期にあると私は思うのですよ。土地さえあれば開発するのに待ち構えている業者は、たくさんいるのですよ。お金を持つていています。だから、なまぬるい地価対策では全く効果を發揮しませんよといふことを私ははつきり申し上げておきたいと思います。どうですか。

○山中國務大臣 その懸念は確かに持つていてなければならぬと思いますが、幸いにしてこのいま

から指定されるであろう地域は、ほぼ空港が立地し、用地買収が行われ、そしてその周辺に空港が

できることによって先端産業の工場が進出をし、

そこでも土地買収等が行われ、おおよその売買の実績はすでに経験してきたところで、それらの実績がつい四、五年の間にあるのに、そこでテクノポリスの指定を受けたことによって急激に予想される地帶の地価の値上げをすることは、今回は計画作成者が地方自治体であり、しかもその対象地域は市町村の人たちが直接の受け皿の地域になるわけありますから、そのようなことは、まあ個人個人を拘束はできませんし、憲法上の私有財産の売買についての干渉も公的にはできないわけありますが、しかし、そういう一遍は補償なりあるいは支払いなりを受けたものが周辺近傍

に例があるということであれば、この場合に限つて言えば、非常に幸いなことであつて、これを指定したことによつて一齊に値上がりが起つることとは避けられるのではないか、非常識な値上がりといふことは避けられないのではないか、大変むずかしいことになりますから、そこらのところは、該

当する都道府県の知事さんなりあるいは地域の市町村長さんなりを通じて、そういうことがないよ

うに指導をしていただく以外に、阻止するとか抑

止とかという手段はないのではないかと考えて

おります。

○中野(寛)委員 私だけの危惧であればいいと思

います。しかし、私は、必ずこれは地価にはね返

ってくる、このことは申し上げておきたいと思ひますし、ぜひともこのことは前向きに御検討され

た方がいい、こういうふうに要望をしておきたい

と思います。

さて、最後に、いま上程されているこのテクノ

ポリス法案は地域振興対策であります。言うなれば、知識や産業や人口を地方に分散をしようとい

う政策であります、一方、それでは大都市圏が

大変潤つているかというと、なかなかそうはいか

ないわけであります。

もう一つ、よく三大都市圏と言われますけれども、その中で東京と他の二つとはおのずから違

います。他の二つはやはり地方であります。そして

その差といふものは、経済力その他年々開いていくばかりであります。そういう意味では、やはり

決してそれを放置していくいいものではないと

思います。まして、その大都市圏と言われますと

ころは、工場等の制限法などいろいろな形で一つ

の規制を受けております。大都市圏については規

制をする、地方についてはこのようないい形で助成を

する、それはそれで一つの政策です。しかしながら、その大都市圏が地盤沈下をしていいという

ことではないはずです。当然それはそれとしてか

さ上げもし、発展もさせていかなければなりません。

まい。そして、これが発達することによつて、地

方に分散したそこも、空港等を通じて大都市圏と連携プレイがあつて初めて発展していくわけであります。そういう対策が果たして講じられているのかどうか、このことは私どもとしては重大な関心事だと言わなければならぬと思います。ちなみに、関西国際空港計画が実施に移されようとしております。ちょうどこの予定をされていいる地域の周辺は南大阪地域ですが、これはもともと織維産業の中心地であります。いまはその産業がきわめて疲弊をしております。落ち込んでおります。ところが、考え方によりますと、そういう織維産業が中心になつて一たん発達した地域でありますから、たとえば現在考えられている先端産業や国際空港が近くにできるとなると、国際的な取引、流通、そういうものを集積される素地は整いつつあると言つてもいいと思います。これをテクノポリスではなくてコスモポリス構想だ、こういうふうに言ひながら、その地域では計画が立てられているようであります。

私は、このような考え方では、先般発表されましたテクノポリス法案のきつかけともなつた五十五年三月に出された「八〇年代の通商産業政策」、この中に新しい地域振興構想として、一つがテクノポリス構想、そして二番目が国際通商都市構想、そして三番目が地場産業都市構想というふうに並べられています。

これらの問題について、通産省としてはどうお考えなんでしょうか。まず第一段階、テクノポリス構想が出てきた後の、たとえばいま申し上げたコスモポリス構想などといふものについてはどのような関心をお持ちでしようか。

○山中國務大臣 この法律の第一条は、適用除外都二十三区、大阪市、名古屋市、こういうところは対象外であるといふことが書いてあるわけですが、しかし一方、第五条には「都道府県は」と書いてございます。都は一つしかございません。道は別として、府は大阪ですね。ですから大阪市以外の府内あるいは名古屋市以外の名古屋ですか、

要するに、たとえば東京では二十三区及びその周辺地域以外の多摩の方にこういうものがあれば、それも対象にはなりますよ、大阪でもなりますよとすることを、ここでは第一条で根本的には過密集積のところは除いてあります。その周辺は、同じ東京都であつても都あるいは府と書いてあることによって、その外側はいいですよということを、が出ているわけであります。

それと、おっしゃったことは、こういうものは地方の方に行つた場合に、やはり大都市の既存の産業圏との間の交流というものがるべきだ、これは実は交流があることを前提にしないと立ち立たないわけですね。本社といふものは大体そういう都會の方に行つた場合に、やはり大都市の既存の産業圏との間の交流というものがべきだ、これに出ているだけ、あるいは外国に真つすぐ輸出されているだけという状態のこの先の方を、地域にかかるわりの深いものとして協力もしてもらいたい、一緒になつてほしい。そうすると、それは当然ながら、そのはぐくまれたものが大都會において、これは都會においても必要なものであるというような技術が、そこで産業とか何かでできたりすれば、当然親工場を経て都會にも均てんさるべきものであるし、そういう意味においては例はいろいろ探せば出てくると思うのですが、基本的には、大都市といふものだけはこれは別よ、厳しく抑えよといふ考へ方とこれとはドッキングしないのである、全然考へは違うわけでありますから。大都市に本社を持つ親企業の子会社なり出先の工場といふものが出ているのが普通でありますから、それが、技術が地方で地方独自の地場産業を生み、あるいはドッキングをされた成果の高い技術をそこで生んで新しい産業ができる。しかし、それによつて本社の方も何らかの関係があつて、本社の技術をやるとともに、本社の方もそれを新しい技術として、あるいは世界的な規模で打つて出るとかといふようなものにつながり得るものというものが当然あつてほしいし、なければならないし、そういう方向でぜひ考えてほしい。これは企業サ

イドの問題にもなりますけれども、都市と地方といふものとを結ぶという意味では、これは一つの空を時間ではかつて結ぶという意味において、拠点の、さつき母都市と言いましたけれども、もつと親都市は、いわゆる大都市という考え方もなければならぬと考えております。

○中野(寛)委員 時間が来ましたので、終わります。

○登坂委員長 次に、渡辺貢君。

○渡辺(貢)委員 昨日のこの法案の趣旨説明の中で、大臣はこういうふうに言つていらっしゃるんですね。「我が国経済は、内外の著しい環境変化により構造的な諸問題に直面して云々で、「このためには、臨海地域を中心に素材型産業の大規模展開を開拓してきた従来の地域開発とは異なる内陸型、技術先端産業型の地域開発を図り、「これが趣旨説明の冒頭にあつたわけあります。」

そうなると、いままで昭和三十七年以来新産都法あるいは三十九年の工特法などによって進められてきた開発、これとこの新しい法律によつて先端産業の開拓、地域開拓を並行して進めるわけであります。どうふうに調和を図らしていくのか、また冒頭にお尋ねしたいと思います。――

昭和三十七年から新産都法、三十九年から工特法であるいは十五地域、六地域開拓を進めてきて法が未来を先取りする、あるいは未だの先頭に立つ産業として位置づけることがもはや間違いないというのであるならば、それらの地方に出ている工場を中心とした地域として、住民も含めて最後は生活の向上につながるのですが、まずそれらの先端産業が思いも寄らぬ身近なところにいるのだ、それが門を開けてくれた、自分たちと一緒に相談、指導をしてもらえる、そこで新しい型の、いまセラミックを取り上げていますから、それならば自分たちがやつてしまつた、かわらを焼いていますから、焼き物をつくっていますから、それがいわゆるかたかなで書いてセラミックと呼ぶ焼き物の分野に、地方の特産陶磁器等が全く新しいものとしてなるというならば、それはその地域全体の向上になるであろう。

○山中國務大臣 たくさんの地域立法といいますか、あるいはこういう誘致促進といいますか、そういう関係の法律がすでにござります。それぞれが効果を上げたものもあり、思つたほどいかなかつたものもあるといいたしましても、今回の場合は、ある地域を指定をしたならば、そこに国が大工特法で現在までどれだけの面積が開拓されたのか、それからその開拓に要した、投下した資本の総額、それから開拓された総面積に対していわゆる企業が買収した面積の比率、さらに全体の開拓した面積に対するすでに進出した企業の占有する面積の比率について御説明をいただきたいと思ひます。

○川俣政府委員 まず、三十九年度から五十六年度までに生産、生活関連等の施設整備に投下されました資金額は二十六兆一千二十八億円でござります。それから、企業に売り渡しました工業用地の面積でございますが、五十八年度まで約二万四千ヘクタールでございます。そのうち九〇%が売却済みであります。未売却地は二千四百ヘクタール、約一割ございます。売却済み用地のうち八二%がすでに立地済みでございます。

○渡辺(貢)委員 かなりの投資で約二万ヘクタール、九〇%企業が買つたということで八二%が立地済み、全体の開拓した面積に対しして企業が進出して現在いろいろやつているのが約七〇%です。

これは最近、大変な基礎素材産業不況のあり受けて、ゴーストタウンになつてゐるところも過去のものを参考にはいたしましたけれども、今回も全く今までにない目新しい考え方として、先端産業分野を日本列島といふものに全体的にバランスがとれるように普及、波及させていくたいというのがその願いでございますので、過去のそういう政策とちょっと違つた目で見た方が

る。これは特定の業種ですけれども、そこらにつけたよろこび立直りなさいということを言ひながら、さて未来を展望するときに、日本のこれからに、國の方で最大限のめんどうを見てあげるからに、偶飛行場というものができます。その周辺に、身近に来ておるならば、それを地域にも分け与えてもらいたい、地域もその恩恵によつて地域なりの特色を持つて浮上していつでもらいたいというの日本で付加価値をつけるという、そのことだけでは行き詰まる日が来る。

そうすると、そこに、世界的にもいま先端産業と言われている幾つかの、過去に考えられなかつたような、あるいは私たちの生活まで変えていくような産業の分野が育つつつある。その中で日本は、これはほとんど原材料を外国から輸入しないでもやれる。たとえばセラミックスなんというものは、これは上品に言つていますけれども、陶磁器の話ですね、土なんですから。そうすると、そういうもので産業として成立をし、しかもそれが未来を先取りする、あるいは未だの先頭に立つ産業として位置づけることがもはや間違いないというのであるならば、それらの地方に出ている工場を中心とした地域として、住民も含めて最後は生活の向上につながるのですが、まずそれらの先端産業が思いも寄らぬ身近なところにいるのだ、それが門を開けてくれた、自分たちと一緒に相談、指導をしてもらえる、そこで新しい型の、いまセラミックを取り上げていますから、それならば自分たちがやつてしまつた、かわらを焼いていますから、焼き物をつくっていますから、それがいわゆるかたかなで書いてセラミックと呼ぶ焼き物の分野に、地方の特産陶磁器等が全く新しいものとしてなるというならば、それはその地域全体の向上になるであろう。

○山中國務大臣 たくさんの地域立法といいますか、あるいはこういう誘致促進といいますか、それぞれが効果を上げたものもあり、思つたほどいかなかつたものもあるといいたしましても、今回の場合は、ある地域を指定をしたならば、そこに国が大工特法で現在までどれだけの面積が開拓されたのか、それからその開拓に要した、投下した資本の総額、それから開拓された総面積に対していわゆる企業が買収した面積の比率、さらに全体の開拓した面積に対するすでに進出した企業の占有する面積の比率について御説明をいただきたいと思います。

○山中國務大臣 たくさんの地域立法といいますか、あるいはこういう誘致促進といいますか、それぞれが効果を上げたものもあり、思つたほどいかなかつたものもあるといいたしましても、今回の場合は、ある地域を指定をしたならば、そこに国が大工特法で現在までどれだけの面積が開拓されたのか、それからその開拓に要した、投下した資本の総額、それから開拓された総面積に対していわゆる企業が買収した面積の比率、さらに全体の開拓した面積に対するすでに進出した企業の占有する面積の比率について御説明をいただきたいと思います。

○山中國務大臣 たくさんの地域立法といいますか、あるいはこういう誘致促進といいますか、それぞれが効果を上げたものもあり、思つたほどいかなかつたものもあるといいたしましても、今回の場合は、ある地域を指定をしたならば、そこに国が大工特法で現在までどれだけの面積が開拓されたのか、それからその開拓に要した、投下した資本の総額、それから開拓された総面積に対していわゆる企業が買収した面積の比率、さらに全体の開拓した面積に対するすでに進出した企業の占有する面積の比率について御説明をいただきたいと思います。

いのではなかと考えます。

○渡辺(貢)委員 それはまた後ほど伺いたいと思うのですが、法案の解釈について局長にちょっとお尋ねしたいと思うのです。

第一条の「目的」の中に「工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の特定の地域について」云々というふうに記述されているわけなんですね。つまり、現在十九地域が名のりを上げていると言われているわけですけれども、そうすると、全国の中の幾つかの特定地域というふうになってくる。つまり拠点開発方式といいましょうか、そういう理解になるのでしょうか。

○山中国務大臣 第一条は、こういうふうにおどり願いたいと思うのです。

○福原政府委員 私ども、この法律におきまして、特定の地域において高度技術に立脚した工場開発を行なうということにしておりますが、これ特定の地域の工業の生産活動を盛んにすることによりまして、周辺の地域に対しましても、企業との取引関係あるいは雇用関係等を通じまして技術の波及、所得の創出等の効果が大きいというふうに考えております。したがいまして、これによまして地域間の経済の格差その他のは逐次均でんしていく、決して格差を大きくするものではありませんと考へておきます。

この第三条で規定されている地域の要件についての定義があるわけなんですね。この要件を見ますと、たとえば四番目の「「工用地、工業用水及び住宅用地の確保が容易であること。」あるいは七番目の「高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設の利用が容易であること。」というふうになるわけがありますから、業が進出をする、そして労働者、まあ職住といいつょうか、それにふさわしい住宅用地ですね、然工業用水も必要になる、住宅用地も必要になる、あるいは輸送のための道路も設備しなければいけない。企業が進出するに当たって要件を具備している地域ということになると、こうした要件を具備しなければならない。つまり、そういう条件を具備させることになると、地方政府なりがそうした努力をして一定の条件整備をしなければならないのじやないか。一定の条件整備をしておかないと、この第三条で規定されている地域、つまり要件を具備している地域にはならないのではないかというふうに理解できるわけなん

そうすると、これだけのものを地方自治体が事前に整備をすることになると、相当自治体の財政の負担にならうかと思うのですが、この点についてはどうなふうにお考えでしようか。

○山中國務大臣　これは全国一律にやるのであります。そして「高度技術に立脚した工業開発」を促進する措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。こういうことでありますから、さつきの拠点開発という言葉を使は、確かに拠点は拠点でありますけれども、これらのものはほぼ整つておつて、そしてよいよそこに生産活動なり高度技術工業というものが活動を始めると、そこらに住宅とか道路とかそういうものもさらに付随されていくでしようし、「高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設」の関係は、建設省の応援とかあるいは国土庁の支援とかいうものがあつて初めて都道府県段階の知事さんの計画が決められるわけでありますから、この条件全体が、たとえばそこは高速自動車国道は通っていないといったって、高速道路に行く道路が建設省の配慮でこの指定された地域にある、計画の段階でもすでに入つておるということになれば、それが一つの条件となりますし、空港についても、空港からの道路はこれしかない、しかし、新しく指定された地域はこつちの方であるという場合に、こつちから空港の方への取りつけ道路なり既存の道路への取りつけなり助骨なり、そういういろいろなことが計画の段階で計画としてつくられていくわけでありますから、すでにあるものが大部分であり、それに指定をされた場合に満たすような条件は、各省庁が協力することによって満たし得るところを指定していくというふうに読んでいただいて、これが直ちに地方財政に對して財政的な負担をダイレクトに強いるものである、あるいは結果的に強いものであるということはない。そこらは、その関係の地域はいずれ大

躍進を遂げるために現在指定を受けているんだ、今までに考えられなかつた産業、質の高い高度技術工業というものが自分たちの手元に保持されるんだ。そしてその分配その他で、地域住民も從業者も含めてみんなが潤っていくんだ、そういう考え方で見ていただきて、この条件を地方自治体で整備してこいと言つたら、それは空港をつくつていらつしやいということかなんてばかなことでも言いかねないわけですが、そういうことはないんだ。しかし、いま私たちは、その適用対象になりうだと言つておられるところは、国土・農林・建設の協力、財政上は自治省が後でめんどうを見てくれますが、そういうものを総合的にやることによつて、ほゞ条件は大体のところはかなえていたる条件を並べたんだといふうにお受け取りいただきたいと思います。

度はこれを国際空港にして、直接国際線が乗り入れできるよう拡張するんだというのが、また地元のお話です。そうすると、ここにも相当大きな投資をしなければいけない。あるいは長岡へ行き際会議もやれるような、全国ホテル協会に加盟でいるような一流のホテルを長岡につくらなければいけない。括弧して通産と書いてありますから、通産の指導でこうなったのだ、こう読めるわけで

ですから、当然そういうふうに地方自治体としては、ここで書かれている表面上のことではなくて、それは通産が開発指針を出して、開発計画を地方自治体が立てる、承認する、しかし、実際企業がそこへ来てくれるべきは最終的にはしようがないわけですから、そのためには相当の投資もせざるを得ない。あるいは富山県では、ファインセラミックスの村田製作所を誘致するためにスカウト代を出していくというような話もあるくらいですから、実際上どこまでが地方自治体がこういうことをやっていく場合に——新産都や何かの場合には一つの枠があつて、投資についても限界があるわけだと思うのですけれども、こういうふうにバラになっていますと限界がなくなるのではないか。それが地方自治体に転嫁される。交付税で財源措置が國られる部分はいいのですけれども、図られないということになると、結局教育や福祉を抑制せざるを得ない、こういう結果になってしまいます。

そういう点で、現実にそういう事態が起きているわけなんとして、これから法案が通れば正式に承認申請が出てくるだろうと思うのですけれども、こういう点に対するこの法律に基づいての指導といいましょうか、そうした開発計画に対する通産省としての歴史的なもの、無理な負担はかけない、そういう点についてはどんなふうにお考えでしようか。

○山中國務大臣 なるべく地名は出したくない

ですが、たとえばいまお出しになりましたので、大分は、その指定を受けたならばやはては直接そこから外国に人も貨物もということでしょうね、投資をしなければいけない。あるいは長岡へ行き際会議もやれるような、全国ホテル協会に加盟でいるような一流のホテルを長岡につくらなければいけない。括弧して通産と書いてありますから、通産の指導でこうなったのだ、こう読めるわけで

国际線をという。それは地元としてはそういうことをお考えになつていいのでしょうかけれども、そこらのところまで来ますと、今度はやはり運輸省が主になりますけれども、日本は空港を各県一空港などという医科大学みたいなことをやつてきて、そしてほとんどの離島にも空港がある日本ですから、そのこと自体は列島国家として好ましいことであつても、そういう国際空港というものをあちこちにつくるのには、日本列島というのはそこの意味では余りいい列島とは言えませんね。ですから、そういうことまで計画として国が認めるとおっしゃった場合には、これは現在の状態にふさわしいものであります出発なさいということで、その計画は国としては恐らく承認しない部分になるだろ。

あとのホテルなどの話も、これは民間資本の話ですから、そういうのをまさか知事さんが計画として持つてこられることはあるまいと思つていませんけれども、民間がどういうことをするかは、民間は企業の論理に冷酷でありますから、もうかりまつせというたら出ていきますし、うまくいきそうにないなどいつたらちゃんと引っ込みます

し、そのところは、企業が出る場合は出るだけのメリットを考えて出るわけですから、別段企業サイドの、願望はありますよけれども、それが知事さんのつくられる計画に乗つてくるといふことはないんじゃないでしょうか。まあ余り上づつて先物に先乗りをしてけがしないように、あらかじめ警告しておきましょう。

○渡辺(貢)委員 ただ、現実にそういう事態が起

りますが、たとえばいまお出しになりましたので、济事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、開発指針を変更するものとする」というのがあります。この変更に当たっては次の四項目で、「自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない」そして、変更したらばすぐには「公表しなければならない」となっているのです。

ここでちょっとと思うのですが、つまり開発指針が開示され、開発指針に基づいて当該都道府県では開発計画を立てる。そしてその後の条文の中で、立てる開発計画が開発指針あるいは三条など地域要件に適合しているかどうかを検討した上で承認をする。こういうふうになつて、開発指針とともに、この第三項で、主務大臣が変更することができる。変更した場合に、この開発の指針とすでに立てた開発計画とは、あるいはもう実施段階に入っているこの計画とは、相當なそごを生じるのではないか。つまり、ここで言われてますように、「济事情の変動その他情勢の推移」、これはかなり大きな変動ということが想定されていると思うのですね。こういう点についてどんなふうに考えていらっしゃるのか。

○福原政府委員 ここに言います「開発指針の変更」は、マクロの経済事情が大きく変わった場合に、いわゆる先端技術産業を育成していく場合に、その規模あるいは実施の期間、地域の設定等に変更を加えなければならないというようなことがあります。た場合に変更することがあり得るということをございまして、まあ私ども、石油ショックというような事態が今後あるかどうかは別といたしまして、めったにはないというふうに考えております

が、もしそういうことがあつた場合、今度は開発計画におきましてもそれに見合う変更は行わざるを得ないであろうということを考えまして、この規定を入れてあるわけございます。

○渡辺(貢)委員 つまり、主務大臣が情勢を判断して開発指針を変更しなければならない。当然各行政機関と協議をするわけですから、しかし

でありますけれども、第三項に「主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、開発指針を変更するものとする」というのがあります。この変更に当たっては次の四項目で、「自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない」そして、変更したらばすぐに公表しなければならない」となっているのです。

大臣は御答弁の中で、あるいはいろいろ御説明の中で、むしろ地方自治体が要求している、地方にそういうふうに新しい産業基盤をつくり上げていく、先端技術を広げてそして全国的な視野に立つて国民経済的な発展を図るのだ、それを進めていく主体は自治体なんだというふうに言われているわけですが、しかし変更するときは、開発計画を立てて進めているところから何の意見も聞かない。まあ聞かないということはないだろうと思うけれども、この条文の上ではそういうふうになつてしまふ。つまり、たてまえとしては当該都道府県だというふうに言つてゐるわけですが、しかし主務大臣、つまり集権型で進めていくのだという点、もう一回大臣の方から御見解を承りたいと思います。

○山中國務大臣 開発計画は、おっしゃつたとおり、地方の盛り上がりがつてくる力を受けとめて都道府県がやるものであります。しかし、開発指針といふものは主務大臣合意のもとでつくるわけであります。そして、その指針は「济事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、開発指針を変更するものとする」ということで、開発指針をつくる立場の者が同じく変更をするということでござりますから、自治体の力を活用するという意味では、平仄がそよ違つてゐるとは思いません。

しかし、一方的に、知らせもしないでというようなそういうことを——法律の第四条の三項ですね、これは念のためにこう書いてある法律上の表現であります。これがあり得るだろうというようなことを余り想定はしていないわけですね。しかし、もしあつたらどうするかという場合のことは

一応書いてある。しかし、この法律の場合に、経済事情の変動によつてまさか開発の指針を変えるというようなことが起つて来るだろかと、うことを考へれば、たとえば、そのメーンとなつてゐた空港が使用不能になつたときとかなんとかといふのがあるのかなと考えてみますけれども、ランウェーがあれば、それが使用不能になると、うことはまさかないでしようし、まあ長崎空港、大分空港あたりは津波が来た場合には流されてしまうのかな、そういうふうにもつくつてないでしよう。ですから、よほどのことがなければこの条項は書かなくていいのですけれども、しかし、もし何かのことでの大きな柱が失われたというような場合においては、やむを得ず——これは地方政府の方でも、だめになつてしまつたことはわかるよう客観的なもので、もしさういうことが起つたときのことを法文化してあるということで、どういう場合にどうしますというようなものではないといふことになつてもまた困る。これは、法律の例文的なものとお受け取りください。

○渡辺(貢)委員 私の心配が幾らか解明をされたと思うのですが、現実にいままで新産都なんかでやつてきた場合、確かに経済の変動が大きかつた、そうすると、計画はそのものは変わりはないけれども、実際にやつている内容やあるいはその地方自治体に及ぼす影響、あるいは波及的なマイナスの効果というのではなく強いわけですね。ですから、全く過去になかったということではなくて、現に過去にあつたわけありますから、そういう点では、計画の策定の主体になる地方自治体は、そういう時期はもつと厳しい状況に迫られてくるだろうというふうに思いますので、そういう意味で、いまの点について指摘をしたわけなんです。たびたび例を引きますが、たとえば大分の場合、一九六四年に指定されて八二年九月までに投下された国、県、市町村の負担の総額は一兆

六百八十七億円、これは相当大きいですね。確かに工業出荷額も大きく上がつてゐるのですよ。一九七五年と八〇年を比べてみると、出荷額は約二・四倍。ですから、かなり上がつてます。ところが逆に、この地域における一人当たりの県民所得は、大分の場合には全国の三十九番目ですね、大体四十番目ぐらいなんです。ですからワーストの方なんですが、それが三十九番目に上がつた程度であつて、これだけ大きな資本を投下している。県、市町村だけで二千七百七十億円ですね。だから、それが必ずしも当該——これは臨海で大型のものであるということもあるかもわかりませんけれども、雇用が十分に進んでなかつたという側面もあるうかと思うのですが、県民一人当たりの所得の伸びというの是非常に小さい。そのかわり、工業生産の出荷額は、伸び率としては全国でも屈指の伸びを示している。ここに進出をしていつた大企業の場合に、進出した当時から見ると一〇〇%、十二倍といふに言われている。ところが、地域に張りついている中小企業の場合には約五〇〇%ぐらいですね。そして県民一人当たりの所得は、ほぼ横ばい状態になつてゐる。こういふ現状ですから、せっかく投資をして、そして新産で大きな花が咲いたと思つたけれども、いろいろな経済の変動があつて、実際は、当該県あるいは市町村あるいは市民には、資本は投下されたけれども、自治体の財政負担はふえたけれども余りメリットがなかつた。こういう結果を生んでしまつた。しかし計画は計画ですから、まだ新産都法もなくなつてないわけですから、そのままの状態でやうふには言えませんけれども、この開発を進めていく場合に、地方自治体や中小企業や県民がどうなるかということを見た場合に、まあないといふこと、非常な熱意がある。そのところは、やはりそれはそれなりに受けとめてあげて、その効果がなるべくそれらの都道府県民にも還元できるような施策は都道府県知事がお立てになるといふに、まあ善意を持つて見守るしかないのじやなかろうかと思うのです。

○山中國務大臣 県民所得のことを聞かれる弱いですね、私のところが全国最下位。これは離島が非常に多い県なものですから、離島のレベルを引き上げる以外にはないということでいまやつてますが、いまの一般論としてのお話は、確かにその地域なり拠点なりの壮大な変貌、それに伴う出荷額が見せるような地域の繁栄、従業員、関係者家族、いろいろな点の——直接の還元効果はあるのだろうと思いますが、それを県民所得として一人当たりに割り戻していく場合に、それほどもう余り感心するような効果を生んでいないといふお話は、確かにそのとおりの点が今後とも起こり得るだろう。地域の環境によつても違うでしょ、うが、日本の場合でも、国民総生産では世界の一割と言ひながら、一億二千八百万の人口の国民所得をとるとベネズエラが上であつたりなどしますから、結局十八位といふ、いつまでもそこらあたりのところをうろついている現状があります。

私たちも、GNP一割と言うならば、それにふさわしい分配といふものが国民の上にあつて、それが国民所得にあらわれてきて、世界有数のふところが、地域になりたいと思うのですが、それでも、それは人口と国の富との分子、分母の関係によつても違つてありますし、一概には言えないわけであります。今後、日本列島をどのようにつくりかえていくか、前進させていくかについては、そこらはやはり注目して、忘れてはならない点の一つではある。ただ、それであるからといって、県は、県民所得には余り貢献しなかつたからもうやめたとは言わないで、今度の問題であつても、やはりその県の中の一地域になるでしょ。しかし、その熱意は、県、知事、県議会、県庁ですね、あるいはその関係の市町村はもちろんのこと、非常な熱意がある。そのところは、やはりそれはそれなりに受けとめてあげて、その効果がなるべくそれらの都道府県民にも還元できるような施策は都道府県知事がお立てになるといふふうに、まあ善意を持つて見守るしかないのじやなかろうかと思うのです。

○渡辺(貢)委員 善意を持つて見守るのもいいのですが、この点について何か御見解があれば……。

○山中國務大臣 県民所得のことを聞かれる弱いですね、私のところが全国最下位。これは離島が非常に多い県なものですから、離島のレベルを引き上げる以外にはないということでいまやつてますが、いまの一般論としてのお話は、確かにその地域なり拠点なりの壮大な変貌、それに伴う出荷額が見せるような地域の繁栄、従業員、関係者家族、いろいろな点の——直接の還元効果はあるのだろうと思いますが、それを県民所得として一人当たりに割り戻していく場合に、それほどもう余り感心するような効果を生んでいないといふお話は、確かにそのとおりの点が今後とも起こり得るだろう。地域の環境によつても違うでしょ、うが、日本の場合でも、国民総生産では世界の一割と言ひながら、一億二千八百万の人口の国民所得をとるとベネズエラが上であつたりなどしますから、結局十八位といふ、いつまでもそこらあたりのところをうろついている現状があります。

私たちも、GNP一割と言うならば、それにふさわしい分配といふものが国民の上にあつて、それが国民所得にあらわれてきて、世界有数のふところが、地域になりたいと思うのですが、それでも、それは人口と国の富との分子、分母の関係によつても違つてありますし、一概には言えないわけであります。今後、日本列島をどのようにつくりかえていくか、前進させていくかについては、そこらはやはり注目して、忘れてはならない点の一つではある。ただ、それであるからといって、県は、県民所得には余り貢献しなかつたからもうやめたとは言わないで、今度の問題であつても、やはりその県の中の一地域になるでしょ。しかし、その熱意は、県、知事、県議会、県庁ですね、あるいはその関係の市町村はもちろんのこと、非常な熱意がある。そのところは、やはりそれはそれなりに受けとめてあげて、その効果がなるべくそれらの都道府県民にも還元できるような施策は都道府県知事がお立てになるといふふうに、まあ善意を持つて見守るしかないのじやなかろうかと思うのです。

○渡辺(貢)委員 時間も余りなくなりましたので、あと二問だけお尋ねしたいと思うのですが、五十八年度の予算の中では、テクノポリス建設の推進として十四億九千万円計上されていらつしやるわけなんです。この中には工業再配置促進対策費から五億円、地域フロンティア技術開発事業費から七億九千万円などが中身として含まれておると思うのです。この地域フロンティア技術開発事業でしかれども、これは今年度から創設をされていらっしゃると思うのですが、中小企業厅はどういうふうに、まあ善意を持つて見守るしかないのじやなかろうかと思うのです。

○村田(文)政府委員 中小企業庁では、今年度から発足させるつもりで、予算上の予定では全国で十地域になつております。その中の相当部分をテクノ地域に私どもとしては使いたいということです、いま中小企業庁と相談を進めているところでござります。

○渡辺(貢)委員 この十地域の中には、先ほどちよつと出した粘土を素材とした愛知のセラミックスなんかの研究もあるというふうに聞いておるのでですが、いずれにしても十の地域に限定されていると思うのです。

ただ、かなり先端技術の開発や導入などで、テクノポリスというほどではないけれども、一定の規模のものでも、そういう高度技術の集積団地みたいな計画があるのですね。たとえば、埼玉県の伊奈町に、昭和六十年ということで、規模は小さな高度技術の集積団地を計画しているのですが、ここでは風力、それからごみですね、廃棄物の燃焼、そういう廃棄物等のエネルギーで全体のエネルギーの一〇〇%を充足させよう。ですから、省エネ省資源型で、しかもきわめて小さな、コンパクトな職住近接の団地を整備するというふうな努力が始まっているのです。

そういう意味では、バラ色だといふうになかなか単純にいかないのではないか。そういう意味で、法律をつくる、最終的にはそこに進出する企業の、立地がいいかどうか、先ほど触れたわけですけれども、選好にかかるてくる。これが非常に強いと思うのですね。そういう意味で、地方自治体が無理なく、しかも、むしろコンパクトに、いろいろ地方自治体の助成なども受けながら、当該の中小企業の自立・自助を基本にして、先ほど申し上げましたような小さな、コンパクトな団地をつくるなど、そういうものに相当力を入れていく必要があるうかと思う。これは内陸部でもどこでもできるわけなんです。そんなに膨大なインフラを整備しなくとも可能性はあるわけとして、そういう点を含めて、最後に大臣からの見解を承りたいと思います。

○山中園務大臣 そういう各地におけるさまたかな試みといふものは大切にしていただきたいと思います。ことに、いまの地域フロンティアの問題も、このテクノポリス構想の中に足を踏み込んだ形で進めておりますので、人材の育成その他、受け皿づくりのための人の質の向上、そういうものに役に立つていくと存ります。

○渡辺(貢)委員 終わります。

○登坂委員長 次回は、来る十五日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

ですから、私たちも、今度のテクノの法事をすつと検討してみると、幾つか越えなければならぬハードルがあると思うのです。最終的には企業が進出をし、雇用も拡大をされるというところに最大のねらいがあるだろうと思うのですが、そのためには四つぐらいのハードルを越えなければならない。一つは、地方自治体が国の地域指定を受けなければならない。きちっとした開発計画を立てなければならないわけですね。それから二番目には、当然その前提として一定の基盤整備も行わなければならぬ。第三番目には、実際上工場が誘致できるかどうか。これがまた大きな決め手になつてくるであります。それから第四番目に、ハードルを越えていかなければならぬわけですが、地元の雇用が拡大できるか。こういう四つの

○登坂委員長 次回は、来る十五日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時五十八分散会

昭和五十八年四月二十五日印刷

昭和五十八年四月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K